(愛媛県報平成15年12月26日第1521号外1別冊1)

燧灘における共同漁業の免許の内容たるべき事項等

1 免許番号 燧共第1号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	あさり漁業	<i>II</i>
"	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで
"	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
"	あかがい漁業	II .
"	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで
"	かき漁業	II .
"	さざえ漁業	II .
"	あかにし漁業	II .
"	たいらぎ漁業	II .
"	つめたがい漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	II .
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	II .
"	雑魚建網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 川之江市地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカEの7直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、川之江市川之江港東防波堤突端と同港西防波堤突端とを結んだ線以内の区域、Eキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサシの6直線以内の区域及びスセ、セソ及びソタの3直線以内の区域を除く。

- 基点 A 愛媛県と香川県との最大高潮時海岸線における境界
 - B 川之江市川之江町余木竜宮鼻
 - C 川之江市東部埋立地南側付根
 - D 川之江市川之江港東防波堤(通称白灯台防波堤) 付根
 - E 川之江市川之江町新開 592 番地の 1 地先西すそ海岸堤防胸壁北東端
- 点 ア Aから香川県伊吹島赤崎見通し 900 メートルの点
 - イ Aから 271 度 900 メートルの点
 - ウ Bから 316 度 900 メートルの点
 - エ Cから 316 度 900 メートルの点
 - オ Dから 298 度 900 メートルの点
 - カ Eから 316 度 900 メートルの点
 - キ Eから 316 度 468 メートルの点
 - ク キから28度 934 メートルの点

- ケ クから 118 度 205 メートルの点
- コ ケから 208 度 300 メートルの点
- サ コから 118 度 230 メートルの点
- シ サから28度 145 メートルの点
- ス 川之江市川之江町1087の4城山三角点(東経133度34分11秒968、北緯34度0分34秒894)から45度1,620メートルの標識
- セ スから 319 度30分 583 メートルの点
- ソ セから25度547メートルの点
- タ ソから 116 度 554 メートルの点
- 3 関係地区 川之江市

1 免許番号 燧共第2号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 川之江市地先
- (3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 川之江市川之江町余木65番地 (河東久水産の北角)

点 ア Aから 317 度 1 300 メートルの点

イ Aから321度3500メートルの点

ウ Aから327度3500メートルの点

エ Aから331度1300メートルの点

3 関係地区又は地元地区 川之江市

1 免許番号 燧共第3号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 川之江市余木崎地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 川之江市川之江町二名漁港西側防波堤突端

点 ア Aから6度150メートルの点

3 関係地区 川之江市

1 免許番号 燧共第4号

- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置 川之江市余木崎地先
- ウ 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 川之江市川之江町余木竜宮山頂

点 ア Aから 339 度 150 メートルの点

3 関係地区 川之江市

1 免許番号 燧共第5号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 川之江市地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 川之江市川之江町浜地区臨海埋立西端角

点 ア Aから 316 度 400 メートルの点

3 関係地区 川之江市

1 免許番号 燧共第6号

- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	あさり漁業	"
"	ばかがい漁業	II .
"	おおのがい漁業	II .
"	はまぐり漁業	II .
"	あかがい漁業	II .
"	とりがい漁業	II .
"	かき漁業	II .
"	さざえ漁業	II .
"	みるくい漁業	II .
"	たいらぎ漁業	II .
"	まてがい漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	ll ll

第2種共同漁業	雑魚建網漁業	<i>''</i>
---------	--------	-----------

- (2) 漁場の位置 伊予三島市中之庄町地先
- (3) 漁場の区域

クア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線によって囲まれた区域

- 基点 A 伊予三島市井関川河口左岸突端付根
 - B 伊予三島市大谷川河口右岸端
 - C 伊予三島市具定町と同市寒川町との最大高潮時海岸線における境界の標識
 - D 伊予三島市中之庄町埋立護岸西北角
 - E Dから護岸沿い東へ502メートルの標識
- 点 ア Bから 325 度20分 428 メートルの点
 - イ Eから 286 度30分38メートルの点
 - ウ Aから 310 度 709 メートルの点
 - エ Aから 310 度 984 メートルの点
 - オ Bから 325 度20分 900 メートルの点
 - カ Cから香川県円上島中央見通し900メートルの点
 - キ Cから香川県円上島中央見通し 404 メートルの点
 - ク Bから 325 度20分 357 メートルの点
- 3 関係地区 伊予三島市中央、宮川、金子、朝日、同市村松町、同市中之庄町及び同市具定町

1 免許番号 燧共第7号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	あさり漁業	<i>II</i>
"	ばかがい漁業	9月1日より翌3月31日まで
"	はまぐり漁業	10月1日より翌4月30日まで
"	あかがい漁業	1月1日より12月31日まで
"	いがい漁業	<i>II</i>
"	とりがい漁業	II .
"	かき漁業	II .
"	さざえ漁業	II .
"	みるくい漁業	<i>II</i>
"	たこ漁業	<i>II</i>
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	<i>II</i>
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 伊予三島市寒川町地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区

域。ただし、CD、DE、E工、エオ及びオカの5直線以内の区域及びAキ、キク、クケの3直線と伊予三島市寒川町の最大高潮時海岸線における境界で囲まれた区域を除く。

- 基点 A 伊予三島市具定町と同市寒川町との最大高潮時海岸線における境界の標識
 - B 伊予三島市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界の標識
 - C 伊予三島市寒川町西浜埋立岸壁付根
 - D 伊予三島市寒川港西防波堤付根
 - E 伊予三島市寒川港西防波堤標柱
- 点 ア Aから香川県円上島中央見通し900メートルの点
 - イ Dから香川県円上島中央見通し900メートルの点
 - ウ Bから香川県円上島東端見通し900メートルの点
 - エ Eから343度33分320メートルの点
 - オ エから 264 度 840 メートルの点
 - カ オから 181 度 410 メートルの点
 - キ Aから香川県円上島中央見通し404メートルの点
 - ク キから 237 度20分 658 メートルの点
 - ケ クから 189 度30分 258 メートルの点
- 3 関係地区 伊予三島市寒川町

1 免許番号 燧共第8号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	あさり漁業	ll .
"	ばかがい漁業	II .
"	おおのがい漁業	II .
"	はまぐり漁業	II .
"	あかがい漁業	II .
"	とりがい漁業	II .
"	かき漁業	II .
"	さざえ漁業	II .
"	みるくい漁業	II.
"	たいらぎ漁業	II .
"	まてがい漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	II .
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 伊予三島市豊岡町地先
- (3) 漁場の区域

Aから香川県円上島東端見通し線とBから岡山県大飛島西端見通し線との間の最大高潮

時海岸線から 900 メートル以内の区域

基点 A 伊予三島市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界の標識

B 伊予三島市と宇摩郡土居町との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 伊予三島市豊岡町

1 免許番号 燧共第9号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 伊予三島市中之庄町地先
- (3) 漁場の区域

キア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカキによって囲まれた区域

基点 A 伊予三島市大谷川河口右岸端(Bから最大高潮時海岸線沿い東へ327メートルの点)

- B 伊予三島市具定町と同市寒川町との最大高潮時海岸線における境界の標識
- C 伊予三島市中之庄町埋立護岸西北角
- D Cから護岸沿い東へ 502 メートルの標識
- E Dから護岸沿い東へ 138 メートルの標識
- 点 ア Aから 325 度20分 428 メートルの点
 - イ Dから 286 度30分38メートルの点
 - ウ Eから香川県円上島中央見通し27メートルの点
 - エ E から香川県円上島中央見通し 1,142 メートルの点
 - オ Bから香川県円上島中央見通し 1,700 メートルの点
 - カ Bから香川県円上島中央見通し 404 メートルの点
 - キ Aから 325 度20分 357 メートルの点
- 3 関係地区 伊予三島市中央、宮川、金子、朝日、同市村松町、同市中之庄町及び同市具定町

1 免許番号 燧共第10号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 伊予三島市寒川町地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートルの区域

3 関係地区 伊予三島市寒川町

1 免許番号 燧共第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 伊予三島市寒川町黒岩地先
- (3) 漁場の区域

Cア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 伊予三島市寒川町西浜埋立地東北端岸壁より西へ 360 メートル77センチメートルの標識
 - B 伊予三島市寒川町西谷川尻左岸
 - C 伊予三島市寒川町字大門3852番地の1標柱
- 点 ア Cから1度410メートルの点
 - イ アから84度 440 メートルの点
 - ウ Aから広島県宇治島東端見通し2,944メートルの点
 - エ Bから広島県宇治島東端見通し3 400 メートルの点
- 3 関係地区 伊予三島市寒川町

1 免許番号 燧共第12号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 伊予三島市豊岡町地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 伊予三島市豊岡町と同市寒川町との最大高潮時海岸線における境界の標識

B 伊予三島市と宇摩郡土居町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから香川県円上島東端見通し3500メートルの点

イ Bから岡山県大飛島西端見通し3500メートルの点

3 関係地区 伊予三島市豊岡町

1 免許番号 燧共第13号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	あかがい漁業	II .
"	かき漁業	II .
"	みるくい漁業	II .
"	あさり漁業	<i>II</i>
"	たいらぎ漁業	II .

"	ばかがい漁業	II .
"	まてがい漁業	II .
"	おおのがい漁業	II .
"	はまぐり漁業	II .
"	とりがい漁業	II .
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	II .
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	II .
"	雑魚建干網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 宇摩郡土居町地先
- (3) 漁場の区域

Aから岡山県大飛島西端見通し線とBから越智郡魚島村江ノ島島頂見通し線との間の最大高潮時海岸線から 900 メートル以内の区域

基点 A 宇摩郡土居町と伊予三島市との最大高潮時海岸線における境界

B 宇摩郡土居町と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 宇摩郡土居町

1 免許番号 燧共第14号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 宇摩郡土居町地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキFの8直線とAF間の最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域

基点 A 伊予三島市と宇摩郡土居町との最大高潮時海岸線における境界

- B 宇摩郡土居町大字津根と同町大字藤原との最大高潮時海岸線における境界
- C 宇摩郡土居町大字藤原と同町大字蕪崎との最大高潮時海岸線における境界
- D 宇摩郡土居町大字蕪崎と同町大字天満との最大高潮時海岸線における境界
- E 宇摩郡土居町大字天満仏崎鼻
- F 宇摩郡土居町と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから岡山県大飛島西端見通し3 350 メートルの点

- イ Aから香川県円上島西端見通し3.650メートルの点
- ウ Bから岡山県六島西端見通し3 400 メートルの点
- エ Cから香川県円上島と股島の食合見通し3 400 メートルの点
- オ Dから香川県円上島と股島の食合見通し3 400 メートルの点
- カ Eから越智郡魚島村江ノ島東端見通し 2,600 メートルの点
- キ Fから越智郡魚島村江ノ島中央見通し3 800 メートルの点

3 関係地区 宇摩郡土居町

1 免許番号 燧共第15号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 宇摩郡土居町大字藤原地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 宇摩郡土居町大字藤原海岸龍宮

点 ア Aから 339 度 1,100 メートルの点

3 関係地区 宇摩郡土居町

1 免許番号 燧共第16号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 宇摩郡土居町大字天満地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 宇摩郡土居町大字蕪崎と同町大字天満との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから香川県円上島西端見通し3500メートルの点

3 関係地区 宇摩郡土居町

1 免許番号 燧共第17号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 宇摩郡土居町大字天満地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 宇摩郡土居町大字天満仏崎鼻

点 ア Aから56度 1 570 メートルの点

3 関係地区 宇摩郡土居町

1 免許番号 燧共第18号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 宇摩郡土居町大字天満地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 宇摩郡土居町大字天満仏崎鼻

点 ア Aから香川県円上島西端見通し3500メートルの点

3 関係地区 宇摩郡土居町

1 免許番号 燧共第19号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 宇摩郡土居町大字天満地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 宇摩郡土居町大字天満仏崎鼻

点 ア Aから広島県走島西端見通し3,000メートルの点

3 関係地区 宇摩郡土居町

1 免許番号 燧共第20号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 宇摩郡土居町大字天満地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 宇摩郡土居町大字天満仏崎鼻

点 ア Aから27度 415 メートルの点

3 関係地区 宇摩郡土居町

1 免許番号 燧共第21号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 宇摩郡土居町大字天満地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 宇摩郡土居町大字天満仏崎鼻

点 ア Aから 286 度 1 520 メートルの点

3 関係地区 宇摩郡土居町

1 免許番号 燧共第22号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	わかめ漁業	II .
"	さざえ漁業	<i>II</i>
"	あさり漁業	<i>II</i>
"	ばかがい漁業	II .
"	おおのがい漁業	11
"	つめたがい漁業	<i>II</i>
"	あかがい漁業	<i>II</i>
"	とりがい漁業	<i>II</i>
"	みるくい漁業	II .
"	たいらぎ漁業	<i>II</i>
"	あわび漁業	<i>II</i>
"	たこ漁業	<i>II</i>
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	<i>II</i>
"	雑魚建網漁業	II .
"	雑魚建干網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 新居浜市大島及び多喜浜地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とBA間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線により囲まれた区域及び燧区第1号の漁業権漁場区域を除く。

- 基点 A 宇摩郡土居町と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界
 - B 新居浜市黒島唐猫鼻の西通称赤磯
 - C 新居浜市多喜浜将基角
- 点 ア Aから越智郡魚島村江ノ島中央見通し4300メートルの点
 - イ Cから越智郡魚島村魚島西端見通し 2,400 メートルの点
 - ウ Cから越智郡魚島村魚島西端見通し 1 440 メートルの点
 - エ Cから8度1,630メートルの点
 - オ Cから9度1,630メートルの点
 - 力 新居浜市旧多喜浜塩業埋立地北東角
 - キ カから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地東南護岸延長線上南324メートルの点
 - ク キから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地南護岸の平行線上東 190 メートルの点

ケ カから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地北護岸の延長線上東50メートルの点

3 関係地区 新居浜市大島地区及び同市多喜浜地区

1 免許番号 燧共第23号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 新居浜市大島松ノ鼻地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 新居浜市大島松ノ鼻

点 ア Aから越智郡魚島村魚島東端見通し 900 メートルの点

3 関係地区 新居浜市大島地区及び同市多喜浜地区

1 免許番号 燧共第24号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 新居浜市大島鯨の鼻地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 新居浜市大島虎崎

点 ア Aから越智郡魚島村魚島西端見通し900メートルの点

3 関係地区 新居浜市大島地区及び同市多喜浜地区

1 免許番号 燧共第25号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 新居浜市大島竹ノ浦地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 新居浜市大島竹ノ浦鼻

点 ア Aから新居浜市垣生白石鼻見通し900メートルの点

3 関係地区 新居浜市大島地区及び同市多喜浜地区

1 免許番号 燧共第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	すずき・ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 新居浜市大島地先
- (3) 漁場の区域

Aを中心として半径 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 新居浜市大島二ツ磯中央

3 関係地区 新居浜市大島地区及び同市多喜浜地区

1 免許番号 燧共第27号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	すずき・ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 新居浜市大島地先
- (3) 漁場の区域

Aを中心として半径 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 新居浜市大島虎崎

3 関係地区 新居浜市大島地区及び同市多喜浜地区

1 免許番号 燧共第28号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	てんぐさ漁業	5月1日から12月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	おごのり漁業	"
"	ばかがい漁業	"
"	あさり漁業	"
"	おおのがい漁業	<i>II</i>
"	つめたがい漁業	"
"	あかにし漁業	"
"	とりがい漁業	"
"	あかがい漁業	"
"	あわび漁業	<i>II</i>
"	さざえ漁業	II .
"	たいらぎ漁業	"
"	みるくい漁業	II .
"	たこ漁業	II .
ll ll	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで

″ えむし漁業	1月1日から12月31日まで
---------	----------------

- (2) 漁場の位置 新居浜市垣生地先
- (3) 漁場の区域

Bア、アイ、イウ、ウエ、及びエDの5直線とDB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 新居浜市多喜浜将基角
 - B 新居浜市垣生白子鼻
 - C 新居浜市垣生白石鼻
 - D 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア Aから越智郡魚島村魚島西端見通し1 440 メートルの点
 - イ Aから越智郡魚島村魚島西端見通し2 400 メートルの点
 - ウ Cから越智郡魚島村高井神島東端見通し 1,000 メートルの点
 - エ Dから越智郡弓削町弓削島東端見通し1500メートルの点
- 3 関係地区 新居浜市垣生地区及び同市垣生南部地区

1 免許番号 燧共第29号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	<i>II</i>
"	雑魚建干網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 新居浜市垣生地先
- (3) 漁場の区域

Bア、アイ、イウ、及びウCの4直線とBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

- 基点 A 新居浜市多喜浜将基角
 - B 新居浜市垣生白子鼻
 - C 新居浜市垣生白石鼻
- 点 ア Aから越智郡魚島村魚島西端見通し 1 440 メートルの点
 - イ Aから越智郡魚島村魚島西端見通し2 400 メートルの点
 - ウ Cから越智郡魚島村高井神島東端見通し 1,000 メートルの点
- 3 関係地区 新居浜市大島地区、同市多喜浜地区、同市垣生地区及び同市垣生南部地区

1 免許番号 燧共第30号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	II .

(2) 漁場の位置 新居浜市垣生地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 新居浜市垣生白石鼻

B 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから越智郡魚島村高井神島東端見通し 1,000 メートルの点

イ Bから越智郡弓削町弓削島東端見通し1500メートルの点

3 関係地区 新居浜市垣生地区及び同市垣生南部地区

1 免許番号 燧共第31号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ばかがい漁業	<i>II</i>
"	あさり漁業	<i>II</i>
"	まてがい漁業	<i>II</i>
"	はまぐり漁業	"
"	おおのがい漁業	II .
"	つめたがい漁業	II .
"	たいらぎ漁業	II .
"	みるくい漁業	"
"	たこ漁業	<i>II</i>
"	えむし漁業	11
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで

- (2) 漁場の位置 新居浜市地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。だだし、別記記載の区域を除く。

- 基点 A 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界
 - B 新居浜市と西条市との境界の標識
- 点 ア Aから越智郡弓削町弓削島東端見通し1500メートルの点
 - イ Bから越智郡宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点

別記

- ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域(新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地 先及び新居浜港防波堤内)
- イ 仏崎埋立免許区域
- ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契 約書記載の漁業補償区域(住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区 域)
- ェ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁協ほか4組合が締結した「東予港東港地区 における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記

載の補償区域

- オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契 約書記載の漁業補償区域(住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先)
- カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契 約書記載の漁業補償区域(新居浜市磯浦地先海面(愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「 ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間))
- キ 昭和59年 5 月29日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか 4 組合が締結した「 漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域
- ク 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契 約書記載の補償区域及び平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほ か4組合が締結した契約書記載の補償区域
- ケ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契 約書記載の補償区域
- コ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契 約書記載の補償区域
- サ 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁協が締結した漁業補償契約書記載の 区域

アA、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区域

- 基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端
 - B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端
- 点 ア Aから 336 度 102 メートルの点
 - イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町 2 丁目 813 4 東北綱取りドルフィン 突端
 - ウ Aから304度513メートルの点
 - エ Aから308度535メートルの点
 - オ Aから 318 度 424 メートルの点
 - カ Bから 349 度 416 メートルの点
 - キ Bから 111 度 141 メートルの点
 - ク Bから南へ護岸延長線上 100 メートルの点
- 3 関係地区 新居浜市新居浜地区

1 免許番号 燧共第32号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	すずき、ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 新居浜市御代島地先
- (3) 漁場の区域

基点 A から50度の線と B から 270 度の線との間の最大高潮時海岸線から 300 メートル以内の区域。だだし、昭和36年 3 月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか 4 組合が締結した償契約書記載の補償区域(住友化学工業株式会社新居浜製

造所西面地先)を除く。

- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根
 - B 西端島西端より南護岸沿い 300 メートルの点
- 3 関係地区 新居浜市新居浜地区

1 免許番号 燧共第33号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	"
"	雑魚建干網漁業	"
"	雑魚張切網漁業	"

- (2) 漁場の位置 新居浜市及び西条市地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエHの5直線とAH間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。だだし、DEを結んだ直線及びFGを結んだ直線以南の区域及び別記記載の区域を除く。

- 基点 A 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界
 - B 新居浜市御代島ビワ崎鼻
 - C 新居浜市と西条市との境界の標識
 - D 西条市古川加茂川右岸標識 1号
 - E 西条市禎瑞加茂川左岸表層波根標識 2 号
 - F 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号
 - G 西条市氷見甲中山川左岸標識 4号
 - H 西条市と東予市との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア Aから越智郡弓削町弓削島東端見通し1,500メートルの点
 - イ Bから越智郡宮窪町美濃島東端見通し1,000メートルの点
 - ウ Cから越智郡宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点
 - エ Hから越智郡宮窪町梶島中央見通し1,800メートルの点

別記

- ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域(新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地 先及び新居浜港防波堤内)
- イ 仏崎埋立免許区域
- ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契 約書記載の漁業補償区域(住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区 域)
- エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁協ほか4組合が締結した「東予港東港地区 における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記 載の補償区域。

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアの10直線に囲まれ

た区域

- 基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端
 - B Aから西へ 354 度20メートルの点
 - C Aから東へ護岸線上 120 メートルの点
- 点 ア Bから 354 度20メートルの点
 - イ Bから354度730メートルの点
 - ウ Bから22度835メートルの点
 - エ Bから4度2385メートルの点
 - オ Aから355度2325メートルの点
 - カ Aから359度1,095メートルの点
 - キ Cから19度830メートルの点
 - ク Cから28度635メートルの点
 - ケ Cから 354 度 520 メートルの点
 - コ Cから354度20メートルの点
- オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契 約書記載の漁業補償区域(住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先)
- カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契 約書記載の漁業補償区域(新居浜市磯浦地先海面(愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「 ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間))
- キ 昭和59年 5 月29日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか 4 組合が締結した「 漁業権消滅補償契約書」記載の区域

Iオ及びオ」の2直線以内の区域

- 基点 I 住友化学工業株式会社愛媛工場西浜第二工区埋立地西側護岸南端
 - J 新居浜市惣開町乙31番22号(住友重機械工業株式会社新居浜製造所所有地)
- 点 オ 基点 A から西側護岸延長線上 125 メートルの点
- ク 昭和49年12月30日付けで西条市と西条漁協ほか4組合が締結した「漁業補償契約書」 記載の補償区域及び昭和59年6月2日付けで西条市と新居浜漁協ほか4組合が締結した 「漁業権消滅補償契約書」記載の区域

Kカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及びチLの13直線以内の区域

- 基点 K 西条市船屋住友金属鉱山埋立地護岸東端
 - L 西条市西条港西防波堤突端
- 点 カ Kから 349 度50メートルの点
 - キ カから 259 度 2 248 メートルの点
 - ク キから 349 度 550 メートルの点
 - ケ クから 308 度15分 376 メートルの点
 - コ ケから 351 度15分 1 292 メートルの点
 - サ コから 253 度 200 メートルの点
 - シ サから 171 度 1 272 メートルの点
 - ス シから 208 度45分 260 メートルの点
 - セ スから 253 度30分 2 500 メートルの点
 - ソ セから 333 度30分 238 メートルの点
 - タ ソから 244 度 200 メートルの点

チ タから 154 度 652 メートルの点

ケ 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契 約書記載の補償区域(新居浜市磯浦町乙609-13北面地先)

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線とオカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコオの6直線によって囲まれた区域並びにサシを結ぶ直線上のサからシへ7.83メートルの点とサを結ぶ線分を一辺とし、サシを結ぶ直線に垂直でサより北側へ7.8メートル延長した線分を一辺とする長方形に囲まれた区域

- 基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端
 - B Aから西へ護岸線上 590 メートルの点
 - C Aから東へ護岸線上 120 メートルの点
 - D Aから東へ護岸線上600メートルの点
- 点 ア Bから14度 775 メートルの点
 - イ Bから4度30分1,050メートルの点
 - ウ Bから14度30分 1,100 メートルの点
 - エ Bから22度835メートルの点
 - オ Cから3度940メートルの点
 - カ Dから7度845メートルの点
 - キ Dから13度600メートルの点
 - ク Dから 359 度 528 メートルの点
 - ケ Cから28度635メートルの点
 - コ Cから19度830メートルの点
 - サ Bから4度2385メートルの点
 - シ Aから355度2325メートルの点
- コ 平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契 約書記載の補償区域(新居浜市菊本町1丁目813-4及び同町2丁目817-9地先海面)
 - Aア、アB、BC及びDEの4直線と陸岸とに囲まれた区域で桟橋(6,600 m^2)を除いた区域
 - 基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町2丁目817-9の護岸西北端
 - B 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町1丁目813-4の東北綱とり ドルフィン突端
 - C 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町1丁目813-4の護岸東北端
 - D Cから南へ護岸延長線上376メートルの点
 - E Aから南へ護岸延長線上 196 メートルの点
 - 点 ア Aから 336 度 102 メートルの点
- サ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契 約書記載の補償区域(新居浜市磯浦町乙366-20北西海面)

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線に囲まれた区域

- 基点 A 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角
 - B 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角
- 点 ア Aを基準とし、Bより内角 135 度28 3メートルの点
 - イ Aを基準とし、Bより内角 175 度 132 3 メートルの点
 - ウ Aを基準とし、Bより内角64度50分258メートルの点

- エ Aを基準とし、Bより内角64度30分171 4メートルの点
- オ Bを基準とし、Aより内角 252 度10分21メートルの点
- シ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契 約書記載の補償区域(新居浜市惣開町5番1号の地先及び同市惣開町5番2号の地先に 囲まれた区域)

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線と陸岸とに囲まれた区域

- 基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市惣開町5番1号の護岸西南端
 - B Aから護岸沿いに北へ 210 メートルの標識
- 点 ア 住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜市惣開町 5 番 2 号の護岸北西端から護岸の延長線上 210 メートルの点
 - イ アから 216 度30分 146 メートルの点
 - ウ Bから 218 度 148 メートルの点
- ス 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁協が締結した漁業補償契約書記載の 区域

アA、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区 域

- 基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端
 - B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端
- 点 ア Aから 336 度 102 メートルの点
 - イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町 2 丁目 813 4 東北綱取りドルフィン 突端
 - ウ Aから 304 度 513 メートルの点
 - エ Aから308度535メートルの点
 - オ Aから 318 度 424 メートルの点
 - カ Bから349度416メートルの点
 - キ Bから 111 度 141 メートルの点
 - ク Bから南へ護岸延長線上 100 メートルの点
- 3 関係地区 新居浜市新居浜地区及び西条市

1 免許番号 燧共第34号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	あおのり	II .
"	おごのり	"
"	あさり	<i>II</i>
"	ばかがい	II .
"	まてがい	II .
"	はまぐり	"
"	あかがい	"
"	おおのがい	"

"	つめたがい	II .
"	みるくい	"
"	たいらぎ	<i>"</i>
"	かき	<i>II</i>
"	たこ	II .
"	なまこ	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西条市地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイFの3直線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、仏崎埋立免許区域、昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁協ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域、昭和49年12月30日付けで西条市と西条漁協ほか4組合が締結した漁業補償契約書記載の補償区域、昭和59年6月2日付けで西条市と新居浜漁協ほか4組合が締結した漁業補償契約書記載の区域並びにBCを結んだ直線及びDEを結んだ直線以内の区域を除く。

基点 A 西条市と新居浜市との境界の標識

- B 西条市古川加茂川右岸標識 1号
- C 西条市禎瑞加茂川左岸標識 2号
- D 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識 3 号
- E 西条市氷見甲中山川左岸標識 4号
- F 西条市と東予市との最大高潮時海岸線における境界の標識
- 点 ア Aから越智郡宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点
 - イ Fから越智郡宮窪町梶島中央見通し1,800メートルの点
- 3 関係地区 西条市

1 免許番号 燧共第35号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西条市地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上保安部水路部測点から護岸沿 い西 500 メートルの標識

点 ア Aから今治市小平市島東端見通し1200メートルの点

3 関係地区 西条市

1 免許番号 燧共第36号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおのり漁業	1月1日から12月31日まで
"	あおさ漁業	"
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	まてがい漁業	"
"	おおのがい漁業	"
"	つめたがい漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	"
"	あかがい漁業	"
"	たいらぎ漁業	"
"	みるくい漁業	"
"	ばかがい漁業	"
"	はまぐり漁業	"

- (2) 漁場の位置 東予市壬生川地先
- (3) 漁場の区域

AB、Bア、アイ、イウ及びウCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 東予市壬生川港西防波堤(1号突堤)西側付根

B 東予市壬生川港西防波堤(2号突堤)東端西側

C 東予市壬生川と同市河原津との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Bから 315 度60メートルの点

イ アから45度900メートルの点

ウ Cから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点

3 関係地区 東予市

1 免許番号 燧共第37号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建干網漁業	II .
"	雑魚張切網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 東予市壬生川地先
- (3) 漁場の区域

AB、Bア、アイ、イウ及びウCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 東予市壬生川港西防波堤(1号突堤)西側付根
 - B 東予市壬生川港西防波堤(2号突堤)東端西側
 - C 東予市壬生川と同市河原津との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア Bから 315 度60メートルの点
 - イ アから45度 900 メートルの点
 - ウ Cから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点
- 3 関係地区 東予市(河原津地区を除く)

1 免許番号 燧共第38号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおのり漁業	1月1日から12月31日まで
"	あおさ漁業	<i>II</i>
"	かき漁業	II .
"	あさり漁業	II .
"	まてがい漁業	II .
"	おおのがい漁業	II .
"	つめたがい漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	II .
"	あかがい漁業	II .
"	たいらぎ漁業	II .
"	みるくい漁業	II .
"	ばかがい漁業	II .
<i>II</i>	はまぐり漁業	II .

- (2) 漁場の位置 東予市河原津地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ及びオカ間の護岸から17.1メートルの区域を除く。

- 基点 A 東予市壬生川と同市河原津との最大高潮時海岸線における境界
 - B 東予市と今治市との最大高潮時海岸線における境界
 - C 東予市河原津漁港北防波堤付根北側
 - D 東予市河原津漁港南防波堤付根南側
- 点 ア Aから香川県伊吹島中央見通し 2,000 メートルの点
 - イ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点
 - ウ Cから護岸沿い北に 100 メートルの点
 - エ Cから護岸沿い北に315メートルの点
 - オ Dから護岸沿い南に 100 メートルの点
 - カ Dから護岸沿い南に 435 メートルの点

3 関係地区 東予市

1 免許番号 燧共第39号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	11
"	雑魚建干網漁業	11

- (2) 漁場の位置 東予市河原津地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ及びオカ間の護岸から17.1メートルの区域を除く。

基点 A 東予市壬生川と同市河原津との最大高潮時海岸線における境界

- B 東予市と今治市との最大高潮時海岸線における境界
- C 東予市河原津漁港北防波堤付根北側
- D 東予市河原津漁港南防波堤付根南側
- 点 ア Aから香川県伊吹島中央見通し 2,000 メートルの点
 - イ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点
 - ウ Cから護岸沿い北に 100 メートルの点
 - エ Cから護岸沿い北に315メートルの点
 - オ Dから護岸沿い南に 100 メートルの点
 - カ Dから護岸沿い南に 435 メートルの点
- 3 関係地区 東予市河原津地区

1 免許番号 燧共第40号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 東予市河原津地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 東予市三芳永納山頂から四国電力株式会社西条火力発電所東端見通し線と最 大高潮時海岸線との交点

点 ア Aから四国電力株式会社西条火力発電所東端見通し 140 メートルの点

3 関係地区 東予市河原津地区

1 免許番号 燧共第41号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	あさり漁業	<i>II</i>
"	ばかがい漁業	11
"	みるくい漁業	11
"	たいらぎ漁業	<i>II</i>
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市桜井地先
- (3) 漁場の区域

A から香川県伊吹島中央見通し線とB から同島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線から 500 メートル以内の区域

基点 A 今治市と東予市との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市桜井メバル磯

- 3 関係地区 今治市桜井地区
- 4 制限又は条件

東予市河原津からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第42号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	<i>II</i>

- (2) 漁場の位置 今治市桜井地先
- (3) 漁場の区域

Aから香川県伊吹島中央見通し線とBから同島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線から 500 メートル以内の区域

基点 A 今治市と東予市との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市桜井メバル磯

3 関係地区 今治市桜井地区及び東予市河原津地区

1 免許番号 燧共第43号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	かき漁業	"

"	あさり業業	11
"	ばかがい漁業	II
"	たいらぎ漁業	II .
"	みるくい漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	II
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	II
"	雑魚建網漁業	II
"	雑魚建干網漁業	II

- (2) 漁場の位置 今治市桜井及び古国分地先
- (3) 漁場の区域

Aから香川県伊吹島中央見通し線とBから今治市比岐島西端見通し線との間の最大高潮 時海岸線から800メートル以内の区域

基点 A 今治市桜井メバル磯

B 今治市桜井暗古樋の石柱

3 関係地区 今治市桜井地区

1 免許番号 燧共第44号

- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

次 光 毛粉	治業の夕む	\$ ** □±₩□
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	さざえ業業	II .
"	たいらぎ漁業	II .
"	みるくい漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	II .
"	雑魚建網漁業	<i>II</i>

- (2) 漁場の位置 今治市桜井白壁岩地先
- (3) 漁場の区域

今治市桜井白壁岩の周辺最大高潮時海岸線から 200 メートル以内の区域

3 関係地区 今治市桜井地区

1 免許番号 燧共第45号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	わかめ漁業	II .
"	かき漁業	II .
"	さざえ漁業	II .
"	たいらぎ漁業	ll ll
"	みるくい漁業	ll ll
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	ll ll
"	しゃこ漁業	II .
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	II .
"	雑魚建網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 今治市平市島地先
- (3) 漁場の区域

今治市平市島及び小平市島の周辺最大高潮時海岸線から 500 メートル以内の区域

3 関係地区 今治市桜井地区

1 免許番号 燧共第46号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

ンカ ソレイエッ エ	15 NV - 554	24 VIV.04 HD
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業権	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
"	わかめ漁業	"
"	いぎす漁業	"
"	あらめ漁業	"
"	くろめ漁業	11
"	あかがい漁業	11
"	あさり漁業	11
"	かき漁業	11
"	たいらぎ漁業	11
"	とりがい漁業	11
"	ばかがい漁業	11
"	みるくい漁業	11
"	さざえ漁業	11
"	あわび漁業	"
"	たこ漁業	11
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで

"	えむし漁業	"
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	"
"	雑魚小型定置漁業	"

- (2) 漁場の位置 今治市あしか磯地先
- (3) 漁場の区域

今治市小比岐島沖あしか磯を中心として半径 500 メートル以内の区域

3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第47号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業権	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	わかめ漁業	"
"	いぎす漁業	"
"	あらめ漁業	11
"	くろめ漁業	11
"	あかがい漁業	"
"	あさり漁業	II .
"	かき漁業	11
"	たいらぎ漁業	"
"	とりがい漁業	"
"	ばかがい漁業	II .
"	みるくい漁業	11
"	さざえ漁業	<i>II</i>
"	あわび漁業	<i>II</i>
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
<i>II</i>	えむし漁業	"
"	しゃこ漁業	II .
第2種共同漁業権	雑魚建網漁業	II
<i>II</i>	雑魚小型定置漁業	II .
第4種共同漁業権	ぼら寄魚漁業	II .

- (2) 漁場の位置 今治市比岐島地先
- (3) 漁場の区域

今治市比岐島、同市小比岐島及び同市八チ島の周辺最大高潮時海岸線から 700 メートル 以内の区域

3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第48号

- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業権	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	わかめ漁業	"
"	いぎす漁業	II .
"	あかがい漁業	II .
"	あわび漁業	II .
"	さざえ漁業	II .
"	たいらぎ漁業	II .
"	とりがい漁業	II .
"	みるくい漁業	II .
"	かき漁業	II .
"	あさり漁業	<i>II</i>
"	ばかがい漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	II .
"	うに漁業	11

- (2) 漁場の位置 今治市桜井、古国分、東村及び喜田村地先
- (3) 漁場の区域

Aから今治市比岐島西端見通し線とBア、アイの2直線及びイから51度の線との間の最大高潮時海岸線から600メートルの区域

基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱

B 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界

C Bから 147 度 873 メートルの点 (冨田海岸パラペット上の標識)

点 ア Cから51度 332 メートルの点

イ アから 141 度 4 メートルの点

3 関係地区 今治市今治地区及び桜井地区

1 免許番号 燧共第49号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業権	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建干網漁業	11
"	雑魚小型定置漁業	"

(2) 漁場の位置 今治市桜井、古国分、東村及び喜田村地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市比岐島西端見通し線とCア、アイ、イウ、ウエ及びエカの5直線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱

B 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界

C Bから 147 度 873 メートルの点 (冨田海岸パラペット上の標識)

点 ア C から51度 332 メートルの点

イ アから 141 度 4 メートルの点

ウ イから51度313メートルの点

エ オから 148 度30分 123 メートルの点

オ Bから越智郡宮窪町四阪島美濃島西端見通し線 700 メートルの点

カ イウの延長線上最大高潮時海岸線から 700 メートルの点

3 関係地区 今治市今治地区及び桜井地区

1 免許番号 燧共第50号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業権	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市桜井、古国分、東村及び喜田村地先
- (3) 漁場の区域

Aから今治市比岐島黒鼻見通し線とBア、アイの2直線及びイから51度の線との間の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域

基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱

B 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界

C Bから 147 度 873 メートルの点 (冨田海岸パラペット上の標識)

点 ア Bから51度 332 メートルの点

イ アから 141 度 4 メートルの点

3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第51号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業権	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	II .
"	わかめ漁業	"
"	いぎす漁業	II .
"	あらめ漁業	II .
"	くろめ漁業	II .
"	さざえ漁業	II .
"	あさり漁業	"

"	ばかがい漁業	II .
"	あわび漁業	<i>II</i>
"	たいらぎ漁業	<i>II</i>
"	あかがい漁業	<i>II</i>
"	かき漁業	"
"	とりがい漁業	"
"	みるくい漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	II .
"	しゃこ漁業	11

(2) 漁場の位置 今治市地先

(3) 漁場の区域

Aから越智郡宮窪町美濃島西端見通し線とBから同郡吉海町長瀬鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートルの区域。

ただしEア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサAの12直線以内の区域とCDの2直線を結んだ区域、並びにAから越智郡宮窪町美濃島西端見通し線とシから60度見通し線の間を除く。

基点 A 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界

- B 今治市大新田町1丁目3番地の60内の石柱(旧高松下)
- C 今治市今治港東防波堤突端西角
- D 今治市今治港北防波堤北側付根北東角
- E 今治市天保山2丁目1の1協和飼料桟橋南側から護岸沿い南に50メートルの 点
- 点 ア Eから48度90メートルの点
 - イ アから 138 度40メートルの点
 - ウ イから 127 度 393 メートルの点
 - エ ウから 103 度 165 メートルの点
 - オ エから 145 度 107 メートルの点
 - カ オから51度 200 メートルの点
 - キ 今治市新港湾蔵敷防波堤北端
 - ク カから 130 度 350 メートルの点
 - ケ クから 161 度 410 メートルの点
 - コ ケから 261 度59メートルの点
 - サ コから 167 度 750 メートルの点
 - シ Aから20度 236 メートルの点
- 3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第52号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業権	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建干網漁業	"

- (2) 漁場の位置 今治市地先
- (3) 漁場の区域

Aから越智郡宮窪町美濃島西端見通し線とBから同郡吉海町長瀬鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域。

ただし、Eア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サAの12直線以内の区域とCDの2直線を結んだ区域、並びにAから越智郡宮窪町美濃島西端見通し線とシから60度見通し線の間を除く。

- 基点 A 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界
 - B 今治市大新田町1丁目3番地の60内の石柱(旧高松下)
 - C 今治市今治港東防波堤突端
 - D 今治市今治港北防波堤中央突端
 - E 今治市天保山2丁目1の1協和飼料桟橋南端から護岸沿い南に50メートルの 点
- 点 ア Eから48度90メートルの点
 - イ アから 138 度40メートルの点
 - ウ イから 127 度 393 メートルの点
 - エ ウから 103 度 165 メートルの点
 - オ エから 145 度 107 メートルの点
 - カ オから51度 200 メートルの点
 - キ 今治市新港湾蔵敷防波堤北端
 - ク カから 130 度 350 メートルの点
 - ケ クから 161 度 410 メートルの点
 - コ ケから 261 度59メートルの点
 - サ コから 167 度 750 メートルの点
 - シ A から20度 236 メートルの点
- 3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第53号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業権	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市蒼社川地先
- (3) 漁場の区域

Aから越智郡宮窪町美濃島西端見通し線とBから81度の線との間の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域。ただしAア、アイ、イBの3直線及びAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。並びにAから越智郡宮窪町美濃島西端見通し線とウから60度見通し線の間を除く。

基点 A 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界(Bより160度

30分835メートルの点)

B 今治市今治港東防波堤(北緯34度4分13秒、東経133度0分31秒)から141度15分2,100メートルの地点(今治市蒼社川右岸川口突端からパラペット上南83メートルの標識)

点 ア Aから62度45分 152 5 メートルの点

イ Bから81度 241 メートルの点

ウ A から20度 236 メートルの点

3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第54号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業権	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市今治港地先
- (3) 漁場の区域

Aから越智郡宮窪町梶島南端見通し線とBから同島北端見通し線との間の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域

基点 A 今治市今治港東防波堤付根

B 今治市今治港東防波堤突端から 168 度40分98メートルの標識

3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第55号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業権	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市浅川地先
- (3) 漁場の区域

Aから越智郡宮窪町梶島北端見通し線とBから同郡吉海町亀山長瀬鼻 見通し線との間の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域

基点 A 今治市本町7丁目3-20前護岸の標識

B 今治市大新田町1丁目3番地の60内の石柱(旧高松下)

3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第56号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"

"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	II .
"	さざえ漁業	II .
"	いがい漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	II .
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 今治市大浜地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、及びオDの6直線とAD間の最大高潮時海岸線とに囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ、ケカの4直線によって囲まれた区域(平成2年7月27日付けで、本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域)及びオDと今治造船1号船渠と2号岸壁に囲まれた区域を除き、且つ、たこ漁業及び雑魚建網漁業については、今治市小浦防波堤突端と同市と越智郡波方町との最大高潮時海岸線における境界とを結んだ線以内の港内を除く。

- 基点 A 今治市大新田町1丁目3番地の60内の石柱(旧高松下)
 - B 今治市大浜指手鼻
 - C 今治市大浜水晶鼻
 - D 今治市小浦町1丁目丁408 11今治造船1号岸壁北端から護岸沿い東へ22m の標識(旧波止浜町と今治市の境界)
 - E 今治市砂場町地先海士瀬灯台灯標
- 点 ア Aから越智郡吉海町長瀬鼻見通し700メートルの点
 - イ Bから今治市馬島洲の崎見通し 400 メートルの点
 - ウ Bから今治市小島東端見通し350メートルの点
 - エ Cから今治市来島東端見通し 180 メートルの点
 - オ Dから越智郡関前村大下島西端見通し 270 メートルの点
 - カ Eから 325 度20分 205 メートルの点
 - キ カから 245 度39メートルの点
 - ク キから 335 度79メートルの点
 - ケ クから65度39メートルの点
- 3 関係地区 今治市大浜地区

1 免許番号 燧共第57号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	11
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで

"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	II .
"	さざえ漁業	II .
"	あさり漁業	II .
"	いがい漁業	II .
"	まてがい漁業	II .
"	あわび漁業	II .
"	みるくい漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	II .
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 今治市波止浜及び同市小島地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キE、及びEFの9直線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、たこ漁業及び雑魚建網漁業については今治市小浦防波堤突端と同市と越智郡波方町との最大高潮時海岸線における境界とを結んだ直線以内の区域を除く。

基点 A 今治市小浦町1丁目丁408 - 11今治造船1号岸壁北端から護岸沿い東へ22m の標識(旧波止浜町と今治市の境界)

- B 今治市大浜近見水晶鼻
- C 今治市大浜近見指手鼻
- D 今治市馬島洲ノ崎
- E 今治市小島の北方白石ノ磯(白岩)
- F 越智郡波方町動仙鼻
- 点 ア Aから越智郡関前村大下島西端見通し 270 メートルの点
 - イ Bから今治市来島東端見通し 180 メートルの点
 - ウ Cから今治市小島東端見通し350メートルの点
 - エ Dから 257 度 500 メートルの点
 - オ Dから越智郡大三島町日向泊見通し 400 メートルの点
 - カ Dから越智郡大三島町日向泊見通し1800メートルの点
 - キ Eから越智郡吉海町津島灯台見通し 1,600 メートルの点
- 3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第58号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市小島地先

(3) 漁場の区域

今治市小島二ッ岩灯台を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第59号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市小島地先
- (3) 漁場の区域

今治市小島ビワ首の標識を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第60号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市小島地先
- (3) 漁場の区域

今治市小島高谷イカリノ鼻を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第61号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市小島地先
- (3) 漁場の区域

今治市小島木ノ谷鼻を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第62号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市小島地先
- (3) 漁場の区域

今治市小島東島尻鼻から越智郡吉海町大突間島アカサキ鼻見通し 250 メートルの点を中心として半径 150 メートル以内の区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第63号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市小島北方地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 今治市小島西島尻鼻

点 ア Aから越智郡波方町白石ノ磯(白岩)見通し550メートルの点

- 3 関係地区 今治市来島地区
- 4 制限又は条件

今治市大浜地区からの流釣の入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第64号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	II .
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	<i>II</i>
"	さざえ漁業	<i>II</i>
"	あさり漁業	"
"	いがい漁業	"
"	まてがい漁業	<i>II</i>
"	あわび漁業	<i>II</i>
"	かき漁業	11
"	みるくい漁業	"
"	たこ漁業	<i>II</i>
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
11	うに漁業	1月1日から12月31日まで

"	えむし漁業	11
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	"

- (2) 漁場の位置 越智郡波方町地先
- (3) 漁場の区域

Aから今治市小島北方白石の磯(白岩)見通し線とBから広島県斎島東北端見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、Cア及びアDの2直線と波方港北防波堤以内の区域並びにEイ、イウ、ウエ及びエオの4直線以内の区域並びにFカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサシの7直線以内の区域を除く。

- 基点 A 越智郡波方町動仙鼻
 - B 越智郡波方町錨掛鼻
 - C 越智郡波方町大字波方甲2264番地の38東角標識(宮の下物揚場)
 - D 越智郡波方町大字波方甲2622番地の17の東角から波方港北防波堤突端の方向 へ防波堤に沿って 139 メートルの標識
 - E 越智郡波方町大字宮崎字番所乙 330 番地の 1 の標識 (北緯34度07分16秒、東 経 132 度54分51秒)
 - F 越智郡波方町大字波方甲1614番地の3の標識(北緯34度07分16秒、東経132 度57分33秒)
- 点 ア C から20度 155 メートルの点
 - イ Eから0度146メートルの点
 - ウ イから 259 度 123 メートルの点
 - エ ウから 273 度 1 251 メートルの点
 - オ エから 197 度 259 メートルの点(越智郡波方町大字宮崎字番所乙 206 番地の 標識)
 - カ Fから32度55メートルの点
 - キ カから 122 度80メートルの点
 - ク キから32度70メートルの点
 - ケ クから 122 度90メートルの点
 - コ ケから32度35メートルの点
 - サ コから 122 度 252 メートルの点
 - シ サから 186 度 173 メートルの点(越智郡波方町大字波方甲1609番地の12地先の標識)
- 3 関係地区 越智郡波方町

1 免許番号 燧共第65号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いがい漁業	<i>II</i>
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで

"	たこ漁業	11
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	"

- (2) 漁場の位置 越智郡波方町地先
- (3) 漁場の区域

AB、Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ、及びオGの7直線とAG間の最大高潮時海岸線から500メートルの線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡波方町動仙鼻

- B 今治市小島の北方白石ノ磯(白岩)
- C 越智郡吉海町津島灯台
- D 越智郡波方町江戸廻岩
- E 越智郡波方町森上鼻
- F 越智郡波方町ナブト鼻(白岩)
- G 越智郡波方町錨掛鼻
- 点 ア Bから C 見通し 1,600 メートルの点
 - イ Cから広島県大崎下島沖友上鼻見通し線とDから越智郡大三島町三ツ子島見 通し線との交点
 - ウ Cから広島県大崎下島沖友上鼻見通し線とFから越智郡関前村大下島アゴノ 鼻見通し線との交点
 - エ E から広島県斎島北東端見通し線と越智郡関前村観音崎から同郡大西町怪島 島頂見通し線との交点
 - オ Gから広島県斎島北東端見通し線と越智郡関前村観音崎から同郡大西町怪島 頂見通し線との交点
- 3 関係地区 越智郡波方町及び今治市来島地区

1 免許番号 燧共第66号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡波方町弘法岩地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 越智郡波方町大字波方字水先甲2844番地1地先の弘法の泉(地蔵)

点 ア Aから越智郡吉海町津島南端見通し 220 メートルの点

- 3 関係地区 今治市来島地区及び越智郡波方町小部地区
- 4 制限又は条件

今治市大浜地区及び今治地区並びに越智郡関前村及び同郡吉海町渦浦地区(今治市馬島を含む)からの流釣の入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第67号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡波方町大角鼻地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 越智郡波方町大角鼻

- B Aから越智郡吉海町津島久志ノ鼻見通し 1,100 メートルの点
- 3 関係地区 今治市来島地区及び越智郡波方町小部地区
- 4 制限又は条件

今治市大浜地区及び今治地区並びに越智郡関前村及び同郡吉海町渦浦地区(今治市馬島を含む)からの流釣の入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第68号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡波方町大角鼻地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡波方町大角鼻

点 ア Aから越智郡吉海町津島一ノ瀬鼻見通し90メートルの点

- 3 関係地区 今治市来島地区及び越智郡波方町小部地区
- 4 制限又は条件

今治市大浜地区及び今治地区並びに越智郡関前村及び同郡吉海町渦浦地区(今治市馬島を含む)からの流釣の入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第69号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡波方町黄金州地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域。ただし越智郡波方町梶取鼻を中心として半径400メートル以内の区域を除く。

基点 A 越智郡波方町梶取鼻

B 越智郡波方町御崎

点 ア Aから越智郡関前村大下島灯台見通し線上 2,000 メートルの点

イ Bから広島県大崎下島沖石見通し2 200 メートルの点

ウ Bから広島県大崎下島沖石見通し800メートルの点

3 関係地区 越智郡波方町小部地区及び同郡関前村並びに今治市大浜地区及び同市来島地区

1 免許番号 燧共第70号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	II .
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	いがい漁業	II .
"	たいらぎ漁業	II .
"	さざえ漁業	"
"	あわび漁業	II .
"	みるくい漁業	II .
"	えむし漁業	II .
"	うに漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	"
"	雑魚建干網漁業	"

- (2) 漁場の位置 越智郡波方町小部地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

- 基点 A 越智郡波方町錨掛鼻
 - B 越智郡波方町と同郡大西町との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア Aから広島県斎島東北端見通し線と越智郡関前村観音崎から同郡大西町怪島 島頂見通し線との交点
 - イ Aから越智郡大西町八幡山山頂見通し1,000メートルの点
 - ウ Aから越智郡大西町八幡山山頂見通し線とBから北条市小安居島北端見通し線との交点
- 3 関係地区 越智郡波方町小部地区

1 免許番号 燧共第71号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	11
"	ひじき漁業	11
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	さざえ漁業	<i>II</i>
"	かき漁業	11
"	あさり漁業	11
"	いがい漁業	11
"	たいらぎ漁業	11
"	あわび漁業	11
"	みるくい漁業	11
"	たこ漁業	11
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	<i>II</i>
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	<i>II</i>
"	雑魚建網漁業	11
"	雑魚建干網漁業	11

- (2) 漁場の位置 越智郡大西町地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アD、Bイ及びイCの4直線並びに、AB間及びCD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 越智郡大西町と同郡波方町との最大高潮時海岸線における境界
 - B 越智郡大西町花木鼻
 - C 越智郡大西町諏訪鼻
 - D 越智郡大西町八幡山頂上
- 点 ア Aから北条市小安居島北端見通し線と、Dから越智郡波方町錨掛鼻見通し線 との交点
 - イ B から越智郡大西町怪島北端見通し線と、C から同郡越智郡波方町錨掛鼻見 通し線との交点
- 3 関係地区 越智郡大西町
- 4 制限または条件
 - (1) 越智郡波方町小部地区からの入漁を拒んではならない。
 - (2) Cから越智郡波方町錨掛鼻見通し線とDから同鼻見通し線の間の最大高潮時海岸線から 2 000メートル以内の区域について同郡菊間町亀岡地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第72号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	わかめ漁業	II .
"	いぎす漁業	II .
"	さざえ漁業	"
"	かき漁業	II .
"	あさり漁業	II .
"	まてがい漁業	"
"	たいらぎ漁業	II .
"	あわび漁業	"
"	みるくい漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	"
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	II .
"	雑魚建干網漁業	II .
"	雑魚小型定置漁業	"

- (2) 漁場の位置 越智郡菊間町地先
- (3) 漁場の区域

Aから越智郡波方町錨掛鼻見通し線とBから北条市白石(二ツ石)西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から 2,000 メートル以内の区域

基点 A 越智郡大西町別府八幡山頂上

B 越智郡菊間町と北条市との最大高潮時海岸線における境界点(千波山嶽鼻)

- 3 関係地区 越智郡菊間町
- 4 制限又は条件
 - (1) 第2種共同漁業のうち雑魚小型定置漁業については、越智郡菊間町種川河口左岸端から広島県斉島東北端見通し線と同町松ヶ崎から広島県斎島東北端見通し線との間を除く最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域とする。
 - (2) 越智郡菊間町八幡山から海岸線沿い東へ 1,300 メートルの点(旧菊間町と旧亀岡村との最大高潮時海岸線における境界)から広島県斎島東北端見通し線以東の区域については、越智郡波方町小部地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第73号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	II .
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで

"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	II .
"	かき漁業	II .
"	あさり漁業	II .
"	あかがい漁業	II .
"	さざえ漁業	II .
"	あわび漁業	II .
"	みるくい漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	II .

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村江ノ島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡魚島村江ノ島(吉田磯を含む)の周辺最大高潮時海岸線から 350 メートル以内の 区域

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第74号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	II .
第4種共同漁業	ちぬ・ぼら寄魚漁業	II .

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村江ノ島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡魚島村江ノ島(吉田磯を含む)の周辺最大高潮時海岸線から 1 200 メートル以内の区域

- 3 関係地区 越智郡魚島村
- 4 制限又は条件

ちぬ、ぼら寄魚漁業は吉田磯の周辺最大高潮時海岸線から 200 メートル以内の区域に限る

1 免許番号 燧共第75号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	II .
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで

"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	"
"	かき漁業	<i>II</i>
"	あさり漁業	II
"	あかがい漁業	II
"	さざえ漁業	II
"	あわび漁業	II
"	みるくい漁業	II
"	たこ漁業	II
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	<i>II</i>

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村魚島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡魚島村魚島及び瓢箪島の周辺最大高潮時海岸線から 500 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第76号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	"

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村魚島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡魚島村魚島及び瓢箪島の周辺最大高潮時海岸線から 1,600 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第77号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ちぬ寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村魚島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡魚島村魚島ジャコ干鼻を中心として半径 300 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第78号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ちぬ寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村魚島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡魚島村魚島人討ノ鼻中央岩を中心として半径 250 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第79号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ちぬ寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村魚島地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡魚島村魚島西ノ崎鼻

点 ア Aから29度60メートルの点

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第80号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	II .
"	かき漁業	II .
"	あさり漁業	II .
"	あかがい漁業	II .
"	さざえ漁業	<i>II</i>
"	あわび漁業	<i>II</i>
"	みるくい漁業	11
"	たこ漁業	11
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
<i>II</i>	えむし漁業	II .

(2) 漁場の位置 越智郡魚島村高井神島地先

(3) 漁場の区域

越智郡魚島村高井神島の周辺最大高潮時海岸線から 350 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第81号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村高井神島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡魚島村高井神島の周辺最大高潮時海岸線から 1 200 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第82号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ちぬ寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村高井神島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡魚島村高井神島港東防波堤突端を中心として半径 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第83号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ちぬ寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村高井神島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡魚島村高井神島赤石鼻を中心として半径 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第84号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村江ノ島吉田磯南方地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 越智郡魚島村江ノ島吉田磯中央の標識

点 ア Aから 181 度30分 1,600 メートルの点

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第85号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村魚島俵崎北方地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 越智郡魚島村魚島俵崎

点 ア Aから2度1,600メートルの点

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第86号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村高井神島東方地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 越智郡魚島村魚島勢賀井ジャコ干大岩

点 ア Aから越智郡魚島村高井神島金絃鼻見通し1,800メートルの点

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第87号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から6月30日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村魚島北部地先
- (3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡魚島村魚島笠松鼻

B 越智郡魚島村江ノ島大崎鼻

点 ア Aから8度3,100メートルの点

イ Aから8度3,700メートルの点

ウ A から25度 4 ,150 メートルの点

エ Bから13度4500メートルの点

オ Bから13度3,900メートルの点

カ Aから25度3500メートルの点

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第88号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村江ノ島地先
- (3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡魚島村江ノ島ヤケノ鼻

B 越智郡魚島村江ノ島大崎鼻

点 ア Aから 181 度 2 900 メートルの点

イ Aから 181 度 3 600 メートルの点

ウ Bから 204 度 4 200 メートルの点

エ Bから 204 度 3 500 メートルの点

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第89号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村魚島南部地先
- (3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡魚島村魚島笠松鼻

B 越智郡魚島村魚島桜田洲鼻

点 ア Aから 207 度 3 900 メートルの点

イ Aから 207 度 4 600 メートルの点

ウ Bから 175 度 3 900 メートルの点

エ Bから 175 度 3 200 メートルの点

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第90号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡魚島村高井神島地先
- (3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡魚島村魚島笠松鼻

B 越智郡魚島村高井神島宿ノ鼻

点 ア Aから 215 度 3 900 メートルの点

イ Aから 215 度 4 600 メートルの点

ウ Bから 185 度 4 600 メートルの点

エ Bから 185 度 4,000 メートルの点

3 関係地区 越智郡魚島村

1 免許番号 燧共第91号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	"
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	まてがい漁業	"
"	あかがい漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	たいらぎ漁業	"
"	みるくい漁業	"
"	いがい漁業	II .
"	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
"	うに漁業	<i>II</i>
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	"
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	II .

" 雑魚建網漁業	"
----------	---

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町豊島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡弓削町豊島の周辺最大高潮時海岸線から 1 500 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第92号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町豊島黒磯地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡弓削町豊島黒磯北端

点 ア Aから 337 度30分 170 メートルの点

3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第93号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町豊島臼ノ鼻地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡弓削町豊島臼ノ鼻

点 ア Aから 149 度 250 メートルの点

3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第94号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町豊島地先
- (3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡弓削町豊島小島ノ鼻

点 ア Aから46度、1,850メートルの点

イ Aから67度、3,600メートルの点

- ウ Aから80度、3,300 メートルの点 エ Aから80度、1,800 メートルの点
- 3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第95号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町豊島地先
- (3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡弓削町豊島小島ノ鼻

点 ア Aから338度2920メートルの点

イ Aから51 5度 4 850 メートルの点

ウ Aから57度 4 640 メートルの点

エ Aから61 5度5 320 メートルの点

オ Aから67度 5 200 メートルの点

カ Aから 319 度 2 ,130 メートルの点

3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第96号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	"
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	まてがい漁業	"
"	あかがい漁業	11
"	さざえ漁業	"
"	たいらぎ漁業	"
"	みるくい漁業	"
"	いがい漁業	11
"	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
"	うに漁業	"

"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	<i>II</i>
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	11
"	雑魚建網漁業	11

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町百貫島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡弓削町百貫島の周辺最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第97号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町百貫島地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡弓削町百貫島灯台北下石垣中央

点 ア Aから 310 度 300 メートルの点

3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第98号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町百貫島地先
- (3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域。ただし、燧共96号漁業権漁場区域を除く。

基点 A 越智郡弓削町百貫島東端

点 ア Aから50度 1,000 メートルの点

イ Aから70度 2 550 メートルの点

ウ Aから89度3 850 メートルの点

エ Aから 118 度 5 200 メートルの点

オ Aから 126 度 4,700 メートルの点

カ Aから 137 度 2,100 メートルの点

3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第99号

- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	"
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	<i>II</i>
"	まてがい漁業	II .
"	あかがい漁業	11
"	さざえ漁業	"
"	たいらぎ漁業	II .
"	みるくい漁業	II .
"	いがい漁業	II .
"	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
"	うに漁業	II .
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	II .
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	II .
"	雑魚建網漁業	"

(2) 漁場の位置 越智郡弓削町弓削島及び佐島地先

(3) 漁場の区域

アからシまでの点を順次結んだ11直線及びAI間の越智郡弓削町弓削島及び同町佐島の東南側最大高潮時海岸線から1500メートルの線と同町弓削島及び同町佐島の周辺最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点

- A 越智郡弓削町弓削島馬立ノ鼻
- B 越智郡弓削町弓削島石風呂の鼻
- C 越智郡弓削町弓削島宮ノ鼻
- D 越智郡弓削町弓削島大櫛田護岸北角の標識
- E 越智郡弓削町弓削島伊勢ヶ鼻
- F 越智郡弓削町佐島杵頭鼻
- G 越智郡弓削町佐島宮下鼻
- H 越智郡弓削町佐島藤尾鼻 越智郡弓削町佐島蛸崎

点

- ア Aから広島県当木島島頂見通し 1500 メートルの点
- イ Bから広島県因島地蔵鼻(御ヶ崎)見通し線の中央点
- ウ Cから広島県因島小用の鼻見通し線の中央点
- エ Dから広島県因島宇埼見通し線の中央点
- オ Eから広島県因島鰓の鼻見通し線の中央点
- カ Eから越智郡生名村厳島東北端見通し線の中央点
- キ Eから越智郡生名村高松鼻見通し線の中央点
- ク Fから越智郡生名村高松鼻見通し線の中央点
- ケ Gから越智郡生名村稲浦鼻見通し線の中央点
- コ Gから越智郡岩城村赤穂根島法師崎見通し1,000メートルの点
- サ Hから越智郡岩城村赤穂根島法師崎見通し線の中央点
- シ から越智郡宮窪町戸代鼻見通し1,500メートルの点
- 3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第 100 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町弓削島馬立ノ鼻地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡弓削町弓削島馬立ノ鼻

点 ア Aから345度250メートルの点

3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第 101号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町弓削島京ノ小島地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡弓削町弓削島京ノ小島島頂

点 ア Aから 6度 250 メートルの点

3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第 102 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町弓削島引野地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡弓削町弓削島引野堤防北端

点 ア Aから 315 度 120 メートルの点

3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第 103 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町佐島早崎地先
- ウ 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡弓削町佐島早崎(元火葬場スベリ護岸左横)

点 ア Aから 354 度 250 メートルの点

3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第 104号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町弓削島楡田地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡弓削町弓削島楡田鼻

点 ア A から 144 度 250 メートルの点

3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第 105 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町弓削島松ヶ鼻地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡弓削町弓削島松ヶ鼻

点 ア Aから64度 250 メートルの点

3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第 106号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡弓削町弓削島大谷鼻地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡弓削町弓削島大谷鼻

点 ア Aから 171 度 250 メートルの点

3 関係地区 越智郡弓削町

1 免許番号 燧共第 107 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	わかめ漁業	<i>II</i>
"	いぎす漁業	<i>II</i>
"	さざえ漁業	"
"	かき漁業	II .
"	あさり漁業	II .
"	いがい漁業	II .
"	まてがい漁業	II .
"	はまぐり漁業	II
"	あかがい漁業	II .
"	もがい漁業	II
"	たいらぎ漁業	II
"	とこぶし漁業	II
"	あわび漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	II .
"	しゃこ漁業	II .
第2種共同漁業	雑業小型定置漁業	<i>II</i>

"	雑魚建網漁業	11
"	雑業建干網漁業	"

- (2) 漁場の位置 越智郡生名村地先
- (3) 漁場の区域

アからシまでの点を順次結んだ11直線、KL間の対岸との中央線及びスからアまでの点を順次結んだ5直線と越智郡生名村の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 越智郡生名村生名島大串鼻
 - B 越智郡生名村生名島汐早鼻
 - C 越智郡生名村生名島びわが首鼻
 - D 越智郡生名村生名島稲浦鼻
 - E 越智郡岩城村赤穂根島法師崎
 - F 越智郡生名村生名島高松鼻
 - G 越智郡生名村厳島東北端
 - H 越智郡生名村坪木島東北端
 - I 越智郡生名村生名島網建鼻
 - J 越智郡生名村生名島押揚鼻
 - K 越智郡生名村鶴島東南端
 - L 越智郡生名村鶴島北端
 - M 越智郡生名村亀島西北端
 - N 越智郡生名村甑島島頂
- 点 ア Aから越智郡岩城村岩城島長江鼻見通し線の中央点
 - イ Bから越智郡岩城村岩城島船越鼻見通し線の中央点
 - ウ Cから越智郡岩城村岩城島聖崎見通し線の中央点
 - エ Eから越智郡弓削町佐島宮の下鼻見通し550メートルの点
 - オ Dから越智郡弓削町佐島宮の下鼻見通し線の中央点
 - カ Fから越智郡弓削町佐島杵頭見通し線の中央点
 - キ Fから越智郡弓削町伊勢ケ崎見通し線の中央点
 - ク Gから越智郡弓削町伊勢ケ崎見通し線の中央点
 - ケ Hから広島県因島市長崎南鼻見通し線の中央点
 - コ Ι から広島県因島市城ケ鼻見通し線の中央点
 - サ J から広島県因島市城ケ鼻見通し線の中央点
 - シ Kから84度の直線上対岸との中央点
 - ス Lから 354 度の直線上対岸との中央点
 - セ Mから広島県因島市土生町と同田熊町との最大高潮時海岸線における境界見 通し線の中央点
 - ソ Mから広島県生口島俵石鼻見通し 181 メートルの点
 - タ Nから広島県因島金山鼻見通し線の中央点
 - チ Nから越智郡岩城村鳶の子島の中央線境見通し 545 メートルの点
- 3 関係地区 越智郡生名村
- 1 免許番号 燧共第 108 号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	11
"	わかめ漁業	"
"	いぎす漁業	"
"	さざえ漁業	11
"	かき漁業	II .
"	あさり漁業	II .
"	いがい漁業	II .
"	まてがい漁業	II .
"	はまぐり漁業	II .
"	あかがい漁業	II .
"	もがい漁業	II .
"	たいらぎ漁業	II .
"	とこぶし漁業	11
"	あわび漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	<i>II</i>
"	しゃこ漁業	11
第2種共同漁業	雑業小型定置漁業	II .
"	雑魚建網漁業	11
"	雑業建干網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 越智郡岩城村地先
- (3) 漁場の区域

アからソまでの点を順次結んだ14直線及びソア間の直線と越智郡岩城村の最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡岩城村月浜鼻

B 越智郡岩城村新城鼻

C 越智郡岩城村菰隠鼻

D 越智郡伯方町首頭鼻

E 越智郡伯方町金ヶ崎

F 越智郡弓削町佐島蛸崎

G 越智郡岩城村赤穂根島法師崎

H 越智郡岩城村岩城島聖崎

I 越智郡岩城村岩城島船越鼻

J 越智郡岩城村岩城島長江鼻

K 越智郡生名村甑島島頂

点 ア 越智郡岩城村鳶の子島の大島と小島との中央点(県境)

- イ Aから広島県生口島大子島島頂見通し 509 メートルの点
- ウ Bから 298 度の線上最大高潮時対岸との中央点
- エ Bから越智郡伯方町大長崎鼻見通し 1.720 メートルの点
- オ Cから越智郡伯方町木浦と同町北浦との最大高潮時海岸線における境界見通 し 1,000 メートルの点
- カ Dから津波島西端見通し線の中央点
- キ Eから越智郡魚島村高井神島金弦鼻見通し550メートルの点
- ク Eから越智郡魚島村高井神島金弦鼻見通し1,100メートルの点
- ケ Fから越智郡岩城村津波島じねんご鼻見通し 1,000 メートルの点
- コ Gから越智郡弓削町佐島藤尾鼻見通し線の中央点
- サ Gから越智郡弓削町佐島宮の下鼻見通し550メートルの点
- シ Hから越智郡生名村生名島びわが首鼻見通し線の中央点
- ス I から越智郡生名村生名島汐早鼻見通し線の中央点
- セ 」から越智郡生名村生名島大串鼻見通し線の中央点
- ソ Kからイ見通し545メートルの点
- 3 関係地区 越智郡岩城村

1 免許番号 燧共第 109 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡岩城村岩城島地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡岩城村岩城島新城鼻

点 ア Aから広島県生口島高根向井山岬見通し 300 メートルの点

3 関係地区 越智郡岩城村

1 免許番号 燧共第 110 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡岩城村岩城島地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡岩城村岩城島菰隠崎の東鼻

点 ア Aから越智郡岩城村赤穂根島南西端見通し 100 メートルの点

3 関係地区 越智郡岩城村

1 免許番号 燧共第 111 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡岩城村岩城島地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡岩城村岩城島鳩岡鼻

点 ア Aから越智郡岩城村津波島西端見通し400メートルの点

3 関係地区 越智郡岩城村

1 免許番号 燧共第 112 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡岩城村岩城島地先
- (3) 漁場の区域

A から越智郡伯方町首頭島見通し 900 メートルの点を中心として半径 200 メートル以内の区域

基点 A 越智郡岩城村岩城島菰隠崎の東鼻

3 関係地区 越智郡岩城村

1 免許番号 燧共第 113 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

治光纬粒	治器の夕む	治光吐抑
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	わかめ漁業	II .
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	いぎす漁業	1月1日から12月31日まで
"	さざえ漁業	II .
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	いがい漁業	<i>II</i>
"	まてがい漁業	11
"	はまぐり漁業	10月1日から4月30日まで
"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで
"	もがい漁業	"

"	たいらぎ漁業	"
"	とこぶし漁業	11
"	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	II .
"	しゃこ漁業	II .
第2種共同漁業	雑漁小型定置漁業	II .
"	雑漁建網漁業	II .
"	雑漁建干網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 越智郡伯方町地先
- (3) 漁場の区域

アからネまでの点を順次結んだ23直線及びネアの直線と越智郡伯方町の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡伯方町木浦と同町北浦との最大高潮時海岸線における境界

- B 越智郡伯方町首頭鼻
- C 越智郡伯方町金ヶ崎
- D 越智郡伯方町波戸名鼻
- E 越智郡伯方町二ッ岩
- F 越智郡伯方町入道鼻
- G 越智郡伯方町梅ヶ鼻
- H 越智郡伯方町矢崎鼻
- I 越智郡伯方町船折鼻
- 」 越智郡伯方町びきの鼻
- K 越智郡宮窪町見近島東南端
- L 越智郡伯方町有津と同町叶浦との最大高潮時海岸線における境界
- M 越智郡上浦町蛇ヶ鼻
- N 越智郡伯方町三ッ子島島頂
- O 越智郡伯方町ほうき谷鼻
- P 越智郡伯方町地蔵鼻
- O 越智郡伯方町みずしり鼻
- R 越智郡上浦町古城島島頂
- S 越智郡伯方町大長崎鼻
- T 越智郡伯方町北浦地鼻
- U 越智郡伯方町トウビョウ鼻
- 点 ア Aから越智郡岩城村岩城島菰隠鼻見通し 2,000 メートルの点
 - イ Bから越智郡岩城村津波島西端見通し線の中央点
 - ウ Cから越智郡魚島村高井神島金弦鼻見通し 550 メートルの点
 - エ Dから越智郡魚島村高井神島金弦鼻見通し 1,000 メートルの点
 - オ Eから越智郡宮窪町四阪島明神島中央見通し800メートルの点
 - カ Fから越智郡宮窪町戸代鼻見通し線の中央点

- キ Fから越智郡宮窪町戸代部落下ノ鼻見通し650メートルの点
- ク Gから越智郡宮窪町鵜島唐崎見通し500メートルの点
- ケ Hから越智郡宮窪町鵜島唐崎見通し 200 メートルの点
- コ Iから越智郡宮窪町鵜島甲の鼻見通し線の中央点
- サ 」から越智郡宮窪町能島西端見通し 400 メートルの点
- シ 」から越智郡伯方町鶏小島西端見通し延長 300 メートルの点
- ス Kから越智郡伯方町道下鼻見通し線の中央点
- セ Lから越智郡宮窪町見近島中央の鼻見通し線の中央点
- ソ Lから越智郡宮窪町見近島西端見通し線の中央点
- タ Mから越智郡宮窪町見近島西端見通し500メートルの点
- チ Nから 354 度の線上対岸との中央点
- ツ Oから348度の線上対岸との中央点
- テ Pから 229 度の線上対岸との中央点
- ト Qから 264 度の線上対岸との中央点
- ナ RからS見通し線の中央点
- ニ Rからヌ見通し363メートルの点
- ヌ Tから広島県生口島田高根向井山岬見通しの中央点
- ネ Sから越智郡岩城島新城鼻見通し線とUから21度の線との交点
- 3 関係地区 越智郡伯方町
- 4 制限又は条件

宮窪町漁業協同組合からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第 114号

- 2 漁業の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
"	うに漁業	II .
"	えむし漁業	II .
"	さざえ漁業	II .
"	たいらぎ漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	とりがい漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	II .
"	雑魚小型定置漁業	II .

- (2) 漁場の位置 越智郡宮窪町四阪島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡宮窪町四阪島の梶島、鼠島、美濃島及び明神島の周辺最大高潮時海岸線から 1 0 00メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡宮窪町

4 制限又は条件

今治市大浜地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第 115 号

- 2 漁業の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
"	うに漁業	II .
"	さざえ漁業	"
"	たいらぎ漁業	"
"	たこ漁業	II .
"	とりがい漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 越智郡宮窪町バンダイ磯地先
- (3) 漁場の区域

越智郡宮窪町バンダイ磯を中心として半径 2,000 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡宮窪町

1 免許番号 燧共第 116号

- 2 漁業の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

`A \\ 1 + + T	ンタッドクリン	ን ታ
漁業種類	漁業名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	あわび漁業	"
"	いがい漁業	"
"	いぎす漁業	"
"	うに漁業	<i>II</i>
"	えむし漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	たいらぎ漁業	"
"	たこ漁業	<i>II</i>
"	とりがい漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで
"	みるくい漁業	"
"	わかめ漁業	"
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	"

(2) 漁場の位置 越智郡宮窪町北部地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス及びスJの14直線とJス及びKセの2直線間の最大高潮時海岸線から800メートルの線とAK間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡宮窪町戸代鼻

- B 越智郡伯方町波戸名鼻地先沖小島頂(二つ岩)
- C 越智郡伯方町入道鼻
- E 越智郡伯方町矢崎鼻
- F 越智郡伯方町船折鼻
- G 越智郡伯方町びきの鼻
- H 越智郡宮窪町見近島東南端
- Ⅰ 越智郡伯方町有津と同町叶浦との最大高潮時海岸線における境界
- J 越智郡宮窪町宮窪と同町余所国との最大高潮時海岸線における境界
- K 越智郡吉海町田浦と同郡宮窪町早川との最大高潮時海岸線における境界
- L 越智郡宮窪町鵜島唐崎
- 点 ア Aから越智郡魚島村高井神島北端見通し1,300メートルの点
 - イ Bから越智郡宮窪町四阪島明神島中央見通し800メートルの点
 - ウ AとCとを結んだ直線の中央点
 - エ Cから越智郡宮窪町戸代部落下の鼻見通し 650 メートルの点
 - オ LからD見通し400メートルの点
 - カ Lから E 見通し 550 メートルの点
 - キ Fから越智郡宮窪町鵜島甲の鼻見通し中央点
 - ク Gから越智郡宮窪町能島西端見通し 400 メートルの点
 - ケ Gから越智郡宮窪町鶏小島西端見通し延長300メートルの点
 - コ Hから越智郡伯方町下鼻見通し中央点
 - サ I から越智郡宮窪町見近島中央の鼻見通し中央点
 - シ Iから越智郡宮窪町見近島西端見通し中央点
 - ス Jから越智郡宮窪町見近島西端見通し延長800メートルの点
 - セ Kから越智郡上浦町下坂見通し800メートルの点
- 3 関係地区 越智郡宮窪町

1 免許番号 燧共第 117 号

- 2 漁業の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	あさり漁業	"
"	あわび漁業	"
"	いぎす漁業	II .
"	うに漁業	II .
"	かき漁業	II .

"	さざえ漁業	"
"	たいらぎ漁業	II .
"	たこ漁業	<i>"</i>
"	とりがい漁業	<i>II</i>
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
"	みるくい漁業	11

- (2) 漁場の位置 越智郡宮窪町友浦地先
- (3) 漁場の区域

Aから越智郡魚島村高井神島北端見通し線とBから今治市小比岐島東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から1300メートル以内の区域

基点 A 越智郡宮窪町戸代鼻

- B 越智郡宮窪町友浦と同町仁江との最大高潮時海岸線における境界
- 3 関係地区 越智郡宮窪町

1 免許番号 燧共第 118 号

- 2 漁業の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡宮窪町友浦地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とウC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡宮窪町戸代鼻

- B 越智郡宮窪町大尻鼻
- C 越智郡宮窪町友浦と同郡吉海町仁江との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから越智郡魚島村高井神島北端見通し 1 300 メートルの点

- イ Bから越智郡宮窪町四阪島梶島島頂見通し3,000メートルの点
- ウ Cから今治市小比岐島東端見通し1300メートルの点
- 3 関係地区 越智郡宮窪町

1 免許番号 燧共第 119 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	<i>II</i>
"	いぎす漁業	11
"	さざえ漁業	"

"	たこ漁業	11
"	うに漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網	"

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町大字仁江志津見
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡吉海町大字名垂水ノ鼻

- B 越智郡吉海町大字仁江と同郡宮窪町大字友浦との最大高潮時海岸線における 境界
- 点 ア Aから今治市と東予市との最大高潮時海岸線における境界(大崎鼻)見通し 500メートルの点
 - イ Bから今治市比岐島東北端見通し1300メートルの点
- 3 関係地区 越智郡吉海町津倉地区
- 4 制限又は条件

第2種共同漁業権に限りBから越智郡吉海町平草宮の下までの区域については、同郡宮窪町大字友浦地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第 120号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町大字仁江志津見地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡吉海町大字仁江志津見上ノ鼻

B 越智郡吉海町大字仁江と同郡宮窪町大字友浦との最大高潮時海岸線における 境界(クロンド鼻)

点 ア Aから 150 度 250 メートルの点

イ Bから今治市比岐島東北端見通し 280 メートルの点

3 関係地区 越智郡吉海町津倉

1 免許番号 燧共第 121 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町大字仁江志津見地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウB及びBAの5直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡吉海町大字志津見漁港南防波堤突端

B 越智郡吉海町大字志津見漁港西防波堤突端

点 ア Aから 180 度 200 メートルの点

イ Aから 135 度 200 メートルの点

ウ Bから越智郡宮窪町四阪島梶島西端見通し 260 メートルの点

3 関係地区 越智郡吉海町津倉

1 免許番号 燧共第 122 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

		,
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	わかめ漁業	"
"	いぎす漁業	11
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いがい漁業	"
"	たこ漁業	"
"	うに漁業	11
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網	11

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町大字名地先
- (3) 漁場の区域

Aから今治市と東予市との最大高潮時海岸線における境界(大崎鼻)見通し線とBから同所(大崎鼻)見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

基点 A 越智郡吉海町大字名タケの鼻

B 越智郡吉海町大字名垂水ノ鼻

- 3 関係地区 越智郡吉海町津倉地区
- 4 制限又は条件

今治市大浜地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第 123 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	4月1日から9月30日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町江越地先
- (3) 漁場の区域

A から越智郡宮窪町梶島北端見通し線とB から今治市比岐島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から 250 メートル以内の区域

- 基点 A 越智郡吉海町江越海底電線施設所から海岸線沿い南へ50メートルの標識
 - B 越智郡吉海町江越ハゲの鼻
- 3 関係地区 越智郡吉海町津倉地区
- 4 制限又は条件

漁期終了後15日以内にすべての漁具施設を除去しなければならない。

1 免許番号 燧共第 124号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町大字南浦地先
- (3) 漁場の区域

ウA、Aア、アイ及びイBの4直線とウB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、燧共第122号、燧共第125号及び燧共第126号の漁場区域を除く

- 基点 A 越智郡吉海町大字南浦龍神島灯台
 - B 越智郡吉海町大字南浦城ケ鼻
- 点 ア Aから今治市と東予市との最大高潮時海岸線における境界大崎鼻見通し 1,7 00メートルの点
 - イ Bから今治市平市島西端見通し2,000メートルの点
 - ウ アAの延長線と最大高潮時海岸線との交点
- 3 関係地区 今治市今治地区、同市大浜地区及び同市来島地区並びに越智郡宮窪町、同郡吉海 町及び同郡関前村

1 免許番号 燧共第 125号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	II .
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	II .
"	さざえ漁業	II .
"	いがい漁業	II .
"	あわび漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで

│第2種共同漁業│雑魚建網漁業 ″ ″

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町南西部地先
- (3) 漁場の区域

Aから越智郡吉海町武志島東端見通し線とBから今治市と東予市との最大高潮時海岸線における境界(大崎鼻)見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域 基点 A 越智郡吉海町大字椋名1068番地と同町大字臥間1番地との最大高潮時海岸線 における境界

- B 越智郡吉海町大字南浦タケの鼻
- 3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島
- 4 制限又は条件

今治市大浜地区からの入漁を拒んではならない

1 免許番号 燧共第 126 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	12月 1 日から翌 5 月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町龍神島(コウゾウ磯を含む)地先
- (3) 漁場の区域

越智郡吉海町龍神島(コウゾウ磯を含む)の周辺最大高潮時海岸線から 400 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区並びに今治市馬島及び同市大浜地区

1 免許番号 燧共第 127 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町大字正味地先
- (3) 漁場の区域

越智郡吉海町中渡島北端見通し線とBから今治市馬島サザエ崎見通し線との間の最大高潮時海岸線から 200 メートル以内の区域

基点 A 越智郡吉海町大字正味恵比寿鼻

- B 越智郡吉海町大字正味タレ水鼻
- 3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島
- 4 制限又は条件

今治市大浜地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第 128 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町大字下田水地先
- (3) 漁場の区域

基点 A 越智郡吉海町大字下田水ヨイムギノ鼻

- 3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島
- 4 制限又は条件

今治市大浜地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第 129 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	II .
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	"
"	さざえ漁業	II .
"	いがい漁業	II .
"	あわび漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	"

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町中渡島武志島及び今治市馬島地先
- (3) 漁場の区域

今治市馬島並びに越智郡吉海町中渡島及び同町武志島の周辺最大高潮時海岸線から300 メートル以内の区域。ただし、アイ、イウ、ウエ、及びエアの4直線によって囲まれた区域、オカ、カキ、キク、及びクオの4直線によって囲まれた区域、ケコ、コサ、サシ、及びシケの4直線によって囲まれた区域、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、及びトナの8直線とナス間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域)を除く。

基点 A 越智郡吉海町大字椋名 ヒナイ鼻三角点

B 今治市馬島字馬島乙 627 番地 馬島三角点

点 ア Aから 241 度40分 675 メートルの点

イ アから 155 度66メートルの点

ウ イから 245 度49メートルの点

エ ウから 335 度66メートルの点

- オ Aから 241 度50分 845 メートルの点
- カ オから 155 度61メートルの点
- キ カから 245 度68メートルの点
- ク キから 335 度61メートルの点
- ケ Aから 243 度20分 1,136 メートルの点
- コ ケから 155 度79メートルの点
- サ コから 245 度39メートルの点
- シ サから 335 度79メートルの点
- ス Bから 244 度40分 403 メートルの点
- セ スから 155 度20メートルの点
- ソ セから 245 度59メートルの点
- タ ソから 335 度87メートルの点
- チ タから65度59メートルの点
- ツ チから 155 度44メートルの点
- テ ツから65度34メートルの点
- ト テから 335 度20メートルの点
- ナ トから65度51メートルの点
- 3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島
- 4 制限又は条件

海藻類を除く第1種共同漁業及び雑魚建網漁業に限り今治市大浜地区からの入漁を拒んで はならない。

1 免許番号 燧共第 130 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市馬島地先
- (3) 漁場の区域

今治市馬島水揚磯の標識を中心として半径 150 メートルの線及びナガセ鼻を中心として 半径 150 メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島

1 免許番号 燧共第 131 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市馬島地先
- (3) 漁場の区域

今治市馬島渦ノ鼻を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島

1 免許番号 燧共第 132 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市馬島地先
- (3) 漁場の区域

今治市馬島小浦崎を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、アイ及びイウの 2 直線とアウ間の小浦崎を中心とした半径 150 メートルの弧によって囲まれた区域(平成 2 年 7 月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償区域)を除く。

基点 A 今治市馬島字馬島乙 627 番地 馬島三角点

点 ア Aから 253 度15分 449 メートルの点

イ アから65度42メートルの点

ウ イから 155 度 7 メートルの点

3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島

1 免許番号 燧共第 133 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市馬島地先
- (3) 漁場の区域

今治市馬島洲ノ崎を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島

1 免許番号 燧共第 134 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市馬島地先
- (3) 漁場の区域

Aから越智郡吉海町小武志島石ヶ見鼻見通し線とBから同町中渡島潮流信号所見通し線との間の最大高潮時海岸線から 200 メートル以内の区域

基点 A 今治市馬島洲ノ崎

B 今治市馬島ナガセ鼻

3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島

1 免許番号 燧共第 135号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町中渡島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡吉海町中渡島潮流信号所を中心として半径 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島

1 免許番号 燧共第 136 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町武志島地先
- (3) 漁場の区域

Aを中心として半径 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域とオカ、カキ、キク及びクオの 4 直線によって囲まれた区域(平成 2 年 7 月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域)を除く。

基点 A 越智郡吉海町武志島家の下鼻

B 越智郡吉海町大字椋名 ヒナイ鼻三角点

点 ア Bから 241 度50分 845 メートルの点

イ アから 155 度61メートルの点

ウ イから 245 度68メートルの点

エ ウから 335 度61メートルの点

オ Bから 243 度20分 1,136 メートルの点

カ オから 155 度79メートルの点

キ カから 245 度39メートルの点

ク キから 335 度79メートルの点

3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島

1 免許番号 燧共第 137号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで

"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	II .
"	さざえ漁業	II .
"	いがい漁業	ll .
"	あわび漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町大字椋名及び津島地先
- (3) 漁場の区域

Aから越智郡吉海町津島キクズシの鼻見通し線とBから同町武志島東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域並びに同町津島及び同町大突間島の周辺最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカキの6直線とアキ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とクケ、ケコ、コサ及びサクの4直線によって囲まれた区域(平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域)を除く。

- 基点 A 越智郡吉海町大字本庄と同町椋名との最大高潮時海岸線における境界 (ハナ崎)
 - B 越智郡吉海町大字椋名1068番地と同町大字臥間1番地との最大高潮時海岸線 における境界
- 点 ア Cから86度 312 メートルの点
 - イ アから 217 度10分59メートルの点
 - ウ イから 138 度40分47メートルの点
 - エ ウから 224 度40分 101 メートルの点
 - オ エから 354 度30分24メートルの点
 - カ オから 259 度20分53メートルの点
 - キ カから 303 度26メートルの点
 - ク Cから 216 度10分 100 メートルの点
 - ケ クから 155 度56メートルの点
 - コ ケから 245 度30メートルの点
 - サ コから 335 度56メートルの点
- 3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島

1 免許番号 燧共第 138 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町大字椋名地先
- (3) 漁場の区域

Aから越智郡吉海町大字大突間龍神社鼻見通し線とBから同町武志島東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域。ただし、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカキの6直線によって囲まれた区域とクケ、ケコ、コサ及びサクの4直線によって囲まれた区域(平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域)を除く。

- 基点 A 越智郡吉海町大字椋名 617 番地前の護岸上の標識
 - B 越智郡吉海町大字椋名1068番地と同町大字臥間1番地との最大高潮時海岸線 における境界
 - C 越智郡吉海町大字椋名ヒナイ鼻三角点
- 点 ア Cから86度 312 メートルの点
 - イ アから 217 度10分59メートルの点
 - ウ イから 138 度40分47メートルの点
 - エ ウから 224 度40分 101 メートルの点
 - オ エから 354 度30分24メートルの点
 - カ オから 259 度20分53メートルの点
 - キ カから 303 度26メートルの点
 - ク Cから 216 度10分 100 メートルの点
 - ケ クから 155 度56メートルの点
 - コ ケから 245 度30メートルの点
 - サ コから 335 度56メートルの点
- 3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島

1 免許番号 燧共第 139 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町大字椋名地先
- (3) 漁場の区域

A から越智郡吉海町津島キクズシの鼻見通し線と B から同町大字椋名火内鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から 200 メートル以内の区域

基点 A 越智郡吉海町大字椋名夫婦岩

- B 越智郡吉海町大字椋名宮ノ鼻
- 3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島

1 免許番号 燧共第 140 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

	漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第	4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町大字大突間島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡吉海町大突間島の周辺最大高潮時海岸線から 200 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島

1 免許番号 燧共第 141 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町津島地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡吉海町津島アラジロ鼻

B 越智郡吉海町津島ーノ瀬

点 ア Aから今治市馬島東端見通し 200 メートルの点

イ Bから今治市小島東端見通し 200 メートルの点

3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島

1 免許番号 燧共第 142号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	12月1日から翌5月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町大字津島小島鼻地先
- (3) 漁場の区域

越智郡吉海町津島小島鼻を中心として半径 400 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区並びに今治市馬島及び今治市大浜地区

1 免許番号 燧共第 143号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	11
"	さざえ漁業	II
"	あさり漁業	11
"	まてがい漁業	II .

"	あわび漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	II .
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	II .
"	雑魚建網漁業	"
"	雑魚建干網漁業	"

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町北西部地先
- (3) 漁場の区域

Aア、イウ、ウエ及びエDの4直線とAB間の最大高潮時海岸線から500メートルの線とAD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ及びクケの3直線とオケ間の海岸線及び点コを中心とした半径175メートルの弧とによって囲まれた区域、サシ、シス及びスセの3直線とサセ間の海岸線とによって囲まれた区域、ソタ、タチ、チツ及びツテの4直線とソテ間の海岸線とによって囲まれた区域、ナニ、ニヌ、ヌト及びトナの4直線によって囲まれた区域並びにネノ、ノハ及びハヒの3直線とネヒ間の海岸線とによって囲まれた区域(平成5年8月6日付けで、愛媛県と渦浦漁業協同組合ほか1組合が締結した吉海港(公共マリーナ)整備事業漁業補償の区域)を除く。

- 基点 A 越智郡吉海町大字田浦と同郡宮窪町早川との最大高潮時海岸線における境界
 - B 越智郡吉海町大字泊荒戸鼻
 - C 越智郡吉海町大字本庄シイガ鼻
 - D 越智郡吉海町ハナ崎
 - E 越智郡吉海町津倉四等三角点
- 点 ア Aから越智郡上浦町下坂見通し500メートルの点
 - イ Bから越智郡吉海町津島タブサの鼻見通し500メートルの点
 - ウ Cから越智郡吉海町津島タブサの鼻見通し500メートルの点
 - エ Dから越智郡吉海町津島キクズシの鼻見通し 500 メートルの点
 - オ Eから 131 度30分 1,020 メートルの点
 - カ E から 131 度50分 1 033 メートルの点
 - キ Eから 116 度10分 1 220 メートルの点
 - ク Eから 106 度20分 1,020 メートルの点
 - ケ Eから 123 度50分 785 メートルの点
 - コ Eから 115 度50分 1,043 メートルの点
 - サ Eから 116 度40分 653 メートルの点
 - シ Eから 116 度 656 メートルの点
 - ス Eから 113 度10分 579 メートルの点
 - セ Eから 114度 575 メートルの点
 - ソ Eから 106 度 533 メートルの点
 - タ Eから 105 度30分 548 メートルの点
 - チ Eから99度10分524メートルの点
 - ツ E から98度50分 475 メートルの点
 - テ Eから 100 度 474 メートルの点

- ト Eから94度836メートルの点
- ナ Eから94度30分830メートルの点
- ニ Eから88度20分701メートルの点
- ヌ Eから88度708メートルの点
- ネ Eから88度30分518メートルの点
- ノ Eから80度50分688メートルの点
- ハ Eから79度50分682メートルの点
- ヒ Eから87度20分512メートルの点
- 3 関係地区 越智郡吉海町及び今治市馬島

1 免許番号 燧共第 144 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら・ちぬ寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町大字幸新田及び同町大字本庄西部地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 越智郡吉海町大字本庄シイガ鼻
 - B 越智郡吉海町扇浜川河口右岸端
- 点 ア Aから越智郡吉海町荒戸鼻見通し400メートルの点
 - イ Bから越智郡吉海町津島キクズシの鼻見通し 400 メートルの点
- 3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島
- 4 制限又は条件

越智郡吉海町津倉地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第 145号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡吉海町西部地先
- (3) 漁場の区域

Aから越智郡上浦町下坂見通し線とBから同郡吉海町津島キクズシの鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から 200 メートル以内の区域

基点 A 越智郡吉海町大字田浦と同郡宮窪町大字早川との最大高潮時海岸線における 境界

- B 越智郡吉海町大字泊荒戸鼻
- 3 関係地区 越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島
- 4 制限又は条件

越智郡吉海町津倉地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共 146号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
"	わかめ漁業	11
"	いぎす漁業	11
"	さざえ漁業	II
"	かき漁業	II .
"	あさり漁業	II
"	いがい漁業	II
"	まてがい漁業	II
"	たこ漁業	II
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	あおさ漁業	II
"	たいらぎ漁業	II
"	あかがい漁業	II
"	うに漁業	II
"	とこぶし漁業	II
"	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	II
"	雑魚建干網漁業	II

- (2) 漁場の位置 越智郡上浦町地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイの2直線、BE間の最大高潮時海岸線から909メートルの線、エCの直線の西側瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートルの線、CD間の最大高潮時海岸線、Dカの直線の西側瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートルの線、並びにキク、クケ、ケコ、コシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、及びツNの11直線とAN間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、テト、トナ、ナニ及びニテの4直線とヌネ、ネノ及びノハの3直線とハヌ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(平成4年3月31日付けで、本州四国連絡橋公団と弓削町漁業協同組合他17組合が締結した漁業補償区域)を除く。

- 基点 A 越智郡上浦町と同郡大三島町との最大高潮時海岸線における境界
 - B 越智郡上浦町鳥取鼻
 - C 広島県瓢箪島北端
 - D 越智郡上浦町瓢箪島南端
 - E 越智郡上浦町大字井ノ口と同町大字盛との最大高潮時海岸線における境界
 - F 越智郡上浦町多々羅鼻
 - G 越智郡上浦町旧盛口村と同旧瀬戸崎村との最大高潮時海岸線における境界
 - H 越智郡上浦町古城島島頂

- I 越智郡伯方町みずしり鼻
- J 越智郡伯方町地蔵鼻
- K 越智郡伯方町ほうき谷鼻
- L 越智郡伯方町三ッ子島島頂
- M 越智郡上浦町瀬戸6743 2 地先護岸の標識(上浦町下坂)
- N 越智郡上浦町と同郡大三島町との最大高潮時海岸線における南部境界
- O 越智郡上浦町多々羅三角点
- 点 ア Aから広島県大久野島灯台見通し 727 メートルの点
 - イ Bから 0 度 909 メートルの点
 - ウ 広島県高根島押寄鼻から B 見通し 3,000 メートルの点
 - エ Cからウ見通し500メートルの点
 - オ Eから瓢箪島の愛媛県と広島県の境界標識見通し909メートルの点
 - カ Dからサ見通し 500 メートルの点
 - キ オとクを結んだ直線と瓢箪島の最大高潮時海岸線から 500 メートルの線との 交点
 - ク F から広島県豊田郡瀬戸田町旧西生口村と同町旧南生口村との最大高潮時海 岸線における境界見通し 700 メートルの点
 - ケ Gから越智郡岩城村新城鼻見通し1,090メートルの点
 - コ Hから広島県生口島田高根向井山岬と越智郡伯方町北浦地蔵鼻との中央点見 通し363メートルの点
 - サ 広島県生口島田高根五本松鼻から越智郡伯方町大長崎見通し 1 200 メートル の点
 - シ Hから越智郡伯方町大長崎見通し線の中央点
 - ス Iから 264 度の線上対岸との中央点
 - セ 」から 229 度の線上対岸との中央点
 - ソ Kから 348 度の線上対岸との中央点
 - タ Lから 354 度の線上対岸との中央点
 - チ Mから越智郡吉海町田浦川路小平寺見通し 1,100 メートルの点
 - ツ Nから越智郡吉海町竹ケ鼻見通し 1 450 メートルの点
 - テ 0から73度43分360メートルの点
 - ト テから 346 度48分 120 メートルの点
 - ナ トから76度48分90メートルの点
 - ニ ナから 166 度48分 220 メートルの点
 - ヌ Oから 328 度44分 130 8 メートルの点
 - ネ ヌから76度48分220メートルの点
 - ノ ネから 166 度48分90メートルの点
 - ハ ノから 256 度48分80メートルの点
- 3 関係地区 越智郡上浦町
- 4 制限又は条件

Fク及びNツの二直線の間の区域は、宮窪町漁業協同組合からの入漁を拒んではならない

0

1 免許番号 燧共 147号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、ちぬ寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡上浦町多々羅地先
- (3) 漁場の区域

Aを中心として半径300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、アイ、イウ、ウエの三直線とアエ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び、オカ、カキ、キク、クオの4直線によって囲まれた区域とAを中心として半径300メートルの線とによって囲まれた区域の交わる区域(平成4年3月31日付けで、本州四国連絡橋公団と弓削町漁業協同組合他17漁業が締結した漁業補償の区域)を除く。

- 基点 A 越智郡上浦町大字井口多々羅岬突端
 - B 越智郡上浦町多々羅三角点
- 点 ア Bから 328 度44分 130 8 メートルの点
 - イ アから76度48分220メートルの点
 - ウ イから 166 度48分90メートルの点
 - エ ウから 256 度48分80メートルの点
 - オ Bから73度43分360メートルの点
 - カ オから 346 度48分90メートルの点
 - キ カから76度48分90メートルの点
 - ク キから 166 度48分 120 メートルの点
- 3 関係地区 越智郡上浦町

1 免許番号 燧共 148 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、ちぬ寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡上浦町四十島地先
- (3) 漁場の区域

Aを中心として半径 250 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡上浦町大字盛四十島島頂

3 関係地区 越智郡上浦町

1 免許番号 燧共 149 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
"	わかめ漁業	"

"	いぎす漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	とこぶし漁業	II .
"	いがい漁業	II .
"	さざえ漁業	II .
"	あわび漁業	II .
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
"	あかがい漁業	II .
"	あさり漁業	II .
"	まてがい漁業	II .
"	かき漁業	II .
"	たこ漁業	II .
"	うに漁業	II .
"	えむし漁業	II .
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	II .
"	雑魚建干網漁業	II .

- (2) 漁場の位置 越智郡大三島町地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサIの12直線とAI間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 越智郡大三島町と同郡上浦町との最大高潮時海岸線における北部境界
 - B 越智郡大三島町大字肥海松島東端
 - C 越智郡大三島町大字肥海松島西南端
 - D 越智郡大三島町大字肥海鏡崎
 - E 越智郡大三島町大字口総大横島西端
 - F 越智郡大三島町大字浦戸棚石鼻
 - G 越智郡大三島町大字宗方柏島西端
 - H 越智郡大三島町大字宗方日向泊鼻
 - I 越智郡大三島町と同郡上浦町との最大高潮時海岸線における南部境界
- 点 ア Aから広島県大久野島灯台見通し 727 メートルの点
 - イ Bから広島県小久野島南端とを結んだ直線の中央点
 - ウ Cから広島県大崎上島唐島島頂見通し1,000メートルの点
 - エ Dから広島県大崎上島鮴崎灯台とを結んだ直線の中央点
 - オ Eから 264 度 500 メートルの点
 - カ F から広島県大崎上島岩白比灰山見通し線と E から越智郡関前村大下島なぶ ち鼻見通し線との交点
 - キ Gから広島県大崎上島中の鼻見通し線とEから越智郡関前村大下島なぶち鼻 見通し線との交点
 - ク Gから 239 度の直線上対岸との中央点

- ケ Hから広島県斎島東端見通し線と同県大崎上島中の鼻から今治市来島西端見 通し線との交点
- コ Hから今治市馬島北端見通し700メートルの点
- サ I から越智郡吉海町竹ヶ鼻見通し700メートルの点
- 3 関係地区 越智郡大三島町
- 4 制限又は条件
 - (1) 越智郡大三島町大字野々江坂から同町日向泊までの区域は同郡波方町及び今治市来島地区 からの入漁を拒んではならない。
 - (2) 越智郡大三島町大字野々江坂から同町宗方,浦戸までの区域は同郡関前村からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共 150 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、すずき、ちぬ寄 魚漁業	7月1日から11月30日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡大三島町大字肥海神殿北方地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 200 メートル以内の区域

基点 A 越智郡大三島町大字肥海松島南端

点 ア Aから広島県豊田郡大崎上島一貫目鼻見通し1 200 メートルの点

3 関係地区 越智郡大三島町

1 免許番号 燧共 151 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、すずき、ちぬ寄 魚漁業	7月1日から11月30日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡大三島町大字肥海棚林島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡大三島町肥海棚林島周辺最大高潮時海岸線から 200 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡大三島町

1 免許番号 燧共 152 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、すずき、ちぬ寄 魚漁業	7月1日から11月30日まで

(2) 漁場の位置 越智郡大三島町大字肥海鏡山東鼻地先

(3) 漁場の区域

アを中心として半径 200 メートル以内の区域

基点 A 越智郡大三島町大字肥海鏡山東鼻

点 ア Aから越智郡大三島町大字肥海棚林島南端見通し600メートルの点

3 関係地区 越智郡大三島町

1 免許番号 燧共 153 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、すずき、ちぬ寄 魚漁業	7月1日~11月30日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡大三島町大字肥海金剛磯地先
- (3) 漁場の区域

Aを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡大三島町大字肥海金剛磯灯標

3 関係地区 越智郡大三島町

1 免許番号 燧共 154 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、すずき、ちぬ寄 魚漁業	7月1日から11月30日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡大三島町大字肥海神殿島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡大三島町大字肥海神殿島周辺最大高潮時海岸線から 200 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡大三島町

1 免許番号 燧共 155 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、すずき、ちぬ寄 魚漁業	7月1日から11月30日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡大三島町大字肥海鏡山西鼻地先
- (3) 漁場の区域

Aを中心として半径300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字肥海鏡山西鼻

3 関係地区 越智郡大三島町

1 免許番号 燧共 156 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、すずき、ちぬ寄 魚漁業	7月1日から11月30日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡大三島町大字大見道明鼻地先
- (3) 漁場の区域

Aを中心として半径 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字大見道明鼻

3 関係地区 越智郡大三島町

1 免許番号 燧共 157 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、すずき、ちぬ寄 魚漁業	7月1日から11月30日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡大三島町大字宮浦御串山鼻地先
- (3) 漁場の区域

Aを中心として半径300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域基点 A 越智郡大三島町大字宮浦御串山鼻

3 関係地区 越智郡大三島町

1 免許番号 燧共 158 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、すずき、ちぬ寄 魚漁業	7月1日から11月30日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡大三島町大字大横島及び小横島地先
- (3) 漁場の区域

越智郡大三島町大字大横島及び小横島の周辺最大高潮時海岸線から 200 メートル以内の 区域

- 3 関係地区 越智郡大三島町
- 4 制限又は条件

越智郡関前村からの流れ釣の入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第 159号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	12月 1 日から翌 5 月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡大三島町大字宗方南西方地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イD及びCBの4直線とAB間及びCD間の最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域

- 基点 A 越智郡大三島町大字宗方日向泊鼻
 - B 越智郡大三島町大字宗方イナズミ鼻
 - C 越智郡大三島町大字宗方肥島東端
 - D 越智郡大三島町大字宗方肥島西端
- 点 ア Aから今治市馬島洲ノ崎見通し700メートルの点
 - イ Dから今治市来島西端見通し650メートルの点
- 3 関係地区 越智郡大三島町及び同郡関前村

1 免許番号 燧共第 160号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	11
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふのり漁業	"
"	いぎす漁業	"
"	もづく漁業	"
"	あらめ漁業	II .
"	さざえ漁業	11
"	かき漁業	II .
"	あさり漁業	II .
"	いがい漁業	II .
//	まてがい漁業	11
"	あかがい漁業	11
//	あわび漁業	11
<i>II</i>	とこぶし漁業	11
11	たいらぎ漁業	11
"	みるくい漁業	11
"	たこ漁業	11
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	11
"	しゃこ漁業	ll II

第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	II .
"	雑魚建網漁業	"

- (2) 漁場の位置 越智郡関前村地先
- (3) 漁場の区域

アからサまで点を順次結んだ、10直線、サス、スソ、ソタ及びタアの4直線と越智郡関前村の最大高潮時海岸線からとによって囲まれた区域

- 基点 A 越智郡関前村岡村島南鼻
 - B 広島県豊田郡豊町小島東側エビスガモト鼻
 - C 越智郡関前村大字岡村島かなくそ鼻
 - D 越智郡関前村岡村島観音崎
 - E 広島県豊田郡豊町蒲野鼻
 - F 越智郡大三島町柏島西端
 - G 広島県豊田郡木ノ江町中の鼻
 - H 越智郡関前村大下島ナブチ鼻
 - I 広島県豊田郡木ノ江町沖浦黒崎
 - J 越智郡関前村岡村島正月鼻
 - K 越智郡関前村岡村島戸町鼻
 - L 広島県豊田郡木ノ江町明石香匂鼻
 - M 広島県豊田郡大崎町草木鼻
 - N 広島県豊田郡豊町初崎
- 点 ア Aから広島県豊田郡豊町中之島(大島)東南端見通し線の中央点
 - イ Bから44度の延長線の対岸との中央点
 - ウ Cから B 見通し 650 メートルの点
 - エ Cから広島県豊田郡豊町東北端見通し線の中央点
 - オ Dから北条市小安居島島頂見通し 436 メートルの点
 - カ E から越智郡吉海町津島小島鼻見通し線と同郡大三島町日向泊鼻から広島県 斎島東北端見通し線との交点
 - キ 越智郡大三島町日向泊鼻から広島県斎島東北端見通し線とGから今治市来島 西端見通し線との交点
 - ク Fから 239 度の直線とGから今治市来島西端見通し線との交点
 - ケ Fから G 見通し 740 メートルの点
 - コ GからH見通し線の中央点
 - サー」からコを見通す線とIから 179 度の線との交点
 - シ KからL見通し線の中央点
 - ス KM線とサシ線の延長線との交点
 - セ Nから L 見通し 400 メートルの点
 - ソ セから」見通し線とKMを結んだ直線との交点
 - タ Kから 304 度30分 170 メートルの点
- 3 関係地区 越智郡関前村
- 1 免許番号 燧共第 161 号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡関前村大下島ナブチ鼻地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 越智郡関前村大下島ナブチ鼻

点 ア Aから広島県大崎上島中ノ鼻見通し300メートルの点

3 関係地区 越智郡関前村

1 免許番号 燧共第 162 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡関前村大下島友入地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 越智郡関前村大下島乙111番地の標識

点 ア Aから越智郡波方町馬刀潟見通し 500 メートルの点

3 関係地区 越智郡関前村

1 免許番号 燧共第 163 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡関前村大下島地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡関前村大下島テンオー鼻

- B 越智郡関前村大下島アゴノ鼻
- C 広島県大崎上島中ノ鼻
- D 越智郡関前村小大下島南端の標識
- 点 ア Aから越智郡波方町梶取鼻見通し600メートルの点
 - イ Cから今治市来島西端見通し線とDから越智郡吉海町津島久志の鼻見通し線 との交点
 - ウ B から越智郡大三島町肥島西端の鼻見通し線とC から今治市来島西端見通し線との交点
- 3 関係地区 越智郡関前村

1 免許番号 燧共第 164号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡関前村大下島フカバ地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 越智郡関前村大下島フカバ突端

点 ア Aから越智郡波方町梶取鼻見通し 500 メートルの点

3 関係地区 越智郡関前村

1 免許番号 燧共第 165 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡関前村大下島地先
- (3) 漁場の区域

A B の直線と A B 間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡関前村大下島竹子の鼻

B 越智郡関前村大下島黒鼻

3 関係地区 越智郡関前村

1 免許番号 燧共第 166 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡関前村小大下島明神地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡関前村小大下島龍ケ鼻

B 越智郡関前村小大下島明神鼻

点 ア Aから越智郡関前村大下島竹子の鼻見通し400メートルの点

イ Bから越智郡関前村大下島黒鼻見通し 450 メートルの点

3 関係地区 越智郡関前村

1 免許番号 燧共第 167 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡関前村小大下島地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡関前村小大下島大石

B 越智郡関前村小大下島平根石

点 ア Aから越智郡関前村大下島黒鼻見通し300メートルの点

イ Bから越智郡関前村大下島神社見通し300メートルの点

3 関係地区 越智郡関前村

1 免許番号 燧共第 168 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡関前村小大下島北方地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 越智郡関前村乙 533 番地(小大下島石灰採掘場跡)前護岸の標識

- B 広島県豊田郡木ノ江町沖浦シダワラ山頂
- C 広島県三角島堤ノ鼻
- D 越智郡関前村岡村島正月鼻

点 ア ABを結んだ直線とCDを結んだ直線の延長線との交点

3 関係地区 越智郡関前村

1 免許番号 燧共第 169 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡関前村小大下島地先
- (3) 漁場の区域

Aを中心として半径 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡関前村小大下漁港防波堤北側突端

3 関係地区 越智郡関前村

1 免許番号 燧共第 170号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡関前村岡村島月盛地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 越智郡関前村岡村島月盛の鼻

点 ア Aから広島県豊田郡木ノ江町沖浦黒崎見通し 900 メートルの点

3 関係地区 越智郡関前村

1 免許番号 燧共第 171 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡関前村岡村島小惣津鼻地先
- (3) 漁場の区域

アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 越智郡関前村岡村島小惣津鼻

点 ア Aから越智郡波方町長磯見通し 1,100 メートルの点

3 関係地区 越智郡関前村

1 免許番号 燧共第 172号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡関前村岡村島地先
- (3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、及びオCの6直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡関前村岡村島立石

B 越智郡関前村岡村島龍神岬

C 越智郡関前村岡村島月盛鼻

D 広島県豊田郡豊町蒲野鼻

点 ア Aから広島県斎島東端見通し400メートルの点

イ Dから越智郡吉海町津島小島鼻見通し800メートルの点

ウ Bから越智郡波方町なぶと見通し1,700メートルの点

エ Bから越智郡波方町なぶと見通し700メートルの点

オ Cから越智郡波方町屛風岩見通し1,100メートルの点

3 関係地区 越智郡関前村

1 免許番号 燧共第 173 号

- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣り漁業	12月1日から翌5月31日まで

- (2) 漁場の位置 越智郡関前村岡村島、大下島及び小大下島地先
- (3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サス、スソ、ソタ、 及びタア、の14直線に囲まれた区域

- 基点 A 越智郡関前村岡村島南鼻
 - B 広島県豊田郡豊町小島東側エビスガモト鼻
 - C 越智郡関前村岡村島カナクソ鼻
 - D 越智郡関前村岡村島観音崎
 - E 広島県豊田郡豊浜町馬乗鼻(松山の鼻)
 - F 越智郡大三島町柏島西端
 - G 広島県豊田郡木ノ江町中の鼻
 - H 越智郡関前村大下島ナブチ鼻
 - I 広島県豊田郡木ノ江町沖浦黒崎
 - J 越智郡関前村岡村島正月鼻
 - K 越智郡関前村岡村島戸町鼻
 - L 広島県豊田郡木ノ江町大字明石方香匂鼻
 - M 広島県豊田郡大崎町草木鼻
 - N 広島県豊田郡豊町初崎
- 点 ア Aから広島県豊田郡豊町中ノ島(大島)東南端見通し線の中央点
 - イ Bから44度の直線と対岸との中央点
 - ウ Cから広島県豊田郡豊町小島東南端見通し 650 メートルの点
 - エ Cから広島県豊田郡豊町東北端見通し線の中央点
 - オ Dから北条市小安居島島頂見通し 436 メートルの点
 - カ E から越智郡吉海町竹が鼻(田浦西端)見通し線とDから越智郡波方町梶取 鼻見通し線との交点
 - キ E から越智郡吉海町竹が鼻(田浦西端)見通し線とGから今治市来島西端見 通し線との交点
 - ク Fから 239 度の直線とGから今治市来島西端見通し線との交点
 - ケ Fから G線見通し 740 メートルの点
 - コ GからH見通し線の中央点
 - サ Jからコを見通す線とIから 179 度の交点
 - シ KからL見通し線の中央点
 - ス KM線とサシ線の延長線との交点
 - セ Nから L 見通し 400 メートルの点
 - ソ セから」見通し線とKMを結んだ線との交点
 - タ Kから 304 度30分 170 メートルの点
- 3 関係地区 越智郡関前村

- 94 -
